

吉祥寺の荷さばき対策 10 年史

～吉祥寺方式物流対策委員会での取り組みの歩み～

平成 27 年 3 月

吉祥寺方式物流対策委員会

はじめに

吉祥寺活性化委員会では、早くから「荷捌き問題小委員会」を設け、吉祥寺駅周辺商店街の交通問題に取り組んでいましたが、平成11年から13年にかけて吉祥寺にて実施された国土交通省による荷さばき対策の実証実験を契機に、吉祥寺では路上荷さばきへの関心がとても高いものとなりました。翌平成14年には「きっちり・すっきり・吉祥寺」運動が開始され、現在まで継続できたのはひとえに地元関係者の意識の高さによるものだと思っております。

平成20年に「吉祥寺方式」物流対策委員会が設置され、平成27年度には「吉祥寺方式」への移行、つまり、まちが主導的に音頭をとり街づくりの一環として「荷さばき問題」を協議する「協議会方式」への移行が予定されております。この間紆余曲折ございましたが、関係各位のみなさまのご協力があったからこそ、今日の成功に繋がっております。この場を借りて心より御礼申し上げます。

結びに、昨今では吉祥寺の荷さばき対策に他市区町村、そして海外からも高い関心を寄せていただいていると伺っております。荷さばき対策に取り組む際の指針として、この冊子が役立てば幸いに存じます。

吉祥寺方式物流対策委員会
委員長 石田 宏之

吉祥寺方式物流対策委員会メンバー（H20年8月～H26年3月）

コ ア メ ン バ ー	
学識経験者	豊橋創造大学情報ビジネス学部教授
地元商業者	吉祥寺活性化協議会会長
	吉祥寺サンロード商店街振興組合副理事長
	吉祥寺活性化協議会交通対策委員会委員長
	武蔵野商工会議所総合交通対策委員会委員長
	吉祥寺元町通り商店街振興組合理事長
	吉祥寺ダイヤ街商店協同組合理事長
	吉祥寺公園通り商店会会長
	吉祥寺南口商店会会長 株式会社アトレ吉祥寺店 常務取締役 吉祥寺店長
運送事業者	東京都トラック協会支部連絡部長
	全国物流ネットワーク協会常務理事
駐車場事業者	パーク24株式会社執行役員
東京都	環境局自動車公害対策部交通量対策課長
	都市整備局都市基盤部物流調査担当課長
警視庁	交通部交通規制課調査担当管理官
	交通部駐車対策課駐車対策担当管理官
	武蔵野警察署交通課長
武蔵野市	環境生活部長
	都市整備部長
国土交通省 (オブザーバー)	関東地方整備局建政部都市整備課長 関東運輸局交通環境部次長 関東運輸局自動車交通部貨物課長
※ 他に必要に応じて参加者を求める（ゲストメンバー）	

目次

I. 吉祥寺方式物流対策委員会の活動総括	1
1. はじめに	1
2. 吉祥寺方式とは	1
3. 吉祥寺の基礎づくり	3
4. 吉祥寺の物流対策の経緯	7
5. 事業者活動の総括	8
6. 活動による成果	23
7. 今後の課題と対応の方向性	26
8. 次のステップに向けた取組み体制の再構築	27
II. 吉祥寺方式物流対策委員会の発足までとその後の経緯	28
資料編	33

I. 吉祥寺方式物流対策委員会の活動総括

1. はじめに

吉祥寺は、昭和 39 年に都市計画決定された駅前広場をはじめとする骨格的道路網の整備が、昭和 62 年の北口駅前広場築造により完成し、現在の都市的な骨格が形成された。また、昭和 62 年以降、中心エリアでは 9 時から 12 時の間を除く終日全面通行禁止が行われるなど、吉祥寺の魅力を高めるための環境づくりも進められたことにより、現在の繁栄の基礎が築かれた。

一方、大規模店舗と個性豊かな多くの商店街の連携により成り立つ吉祥寺は、回遊する楽しさがある反面、附置義務の対象とならない商店が多いことから荷さばき施設は少なく、繁栄の負の側面として、荷さばき問題が改めて鮮明化することになった。

このような状況の中、平成 11 年度から 13 年度にかけて実施された『中心市街地における物流の効率化とトラック駐車ベいの確保に関する調査』を一つの契機として、路上荷さばきなどへの関心が高まった。その後、地元関係者や輸送事業者団体の協力関係による『きっちり・すっきり吉祥寺』を合言葉とした啓発活動をはじめとして、通行許可書の発行など具体の取り組みも行われてきた。

平成 18 年 6 月に施行された改正道路交通法の検討状況等が伝わってきたことなどから、吉祥寺での荷さばき対策をさらに一段階進展させるべく設置したのが、吉祥寺共同集配システム検討委員会（平成 17・18 年度）であり、この検討の中で、取り組むべき方向性として示されたのが、『協議会方式による包括的な荷さばき対策の実現＝吉祥寺方式』であった。

平成 19 年度には設立準備検討委員会を設置し、計 3 年間にわたる各委員の協力と真摯な議論、また平成 11 年度から実施された調査以来一貫した国土交通省の支援を背景として、平成 20 年 8 月に吉祥寺方式物流対策委員会は設置されたものであり、吉祥寺のまちづくりの一環として包括的な都市内物流対策に取り組み、吉祥寺のまちづくり及び社会貢献に資することを目的としている。

2. 吉祥寺方式とは

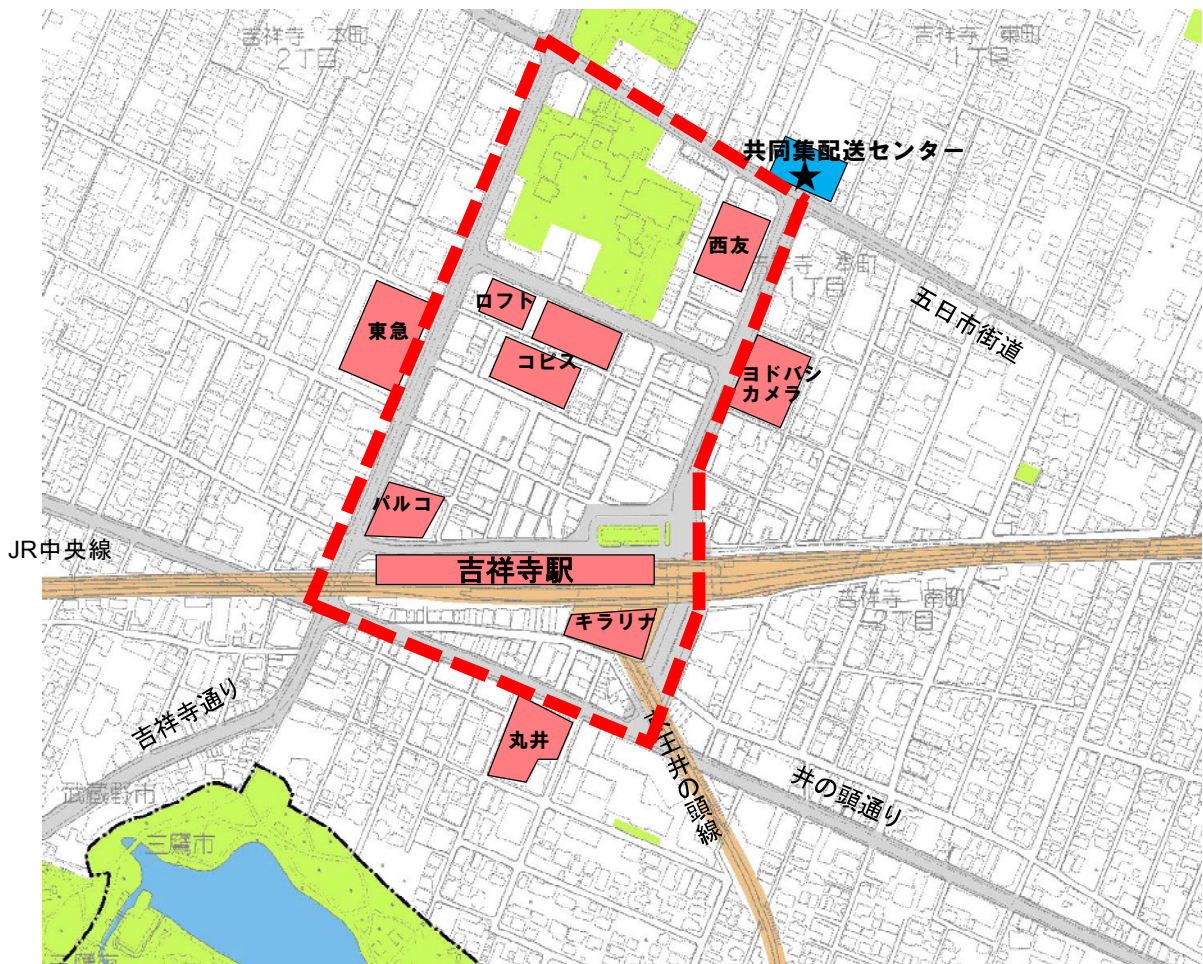
吉祥寺方式とは、『協議会方式による包括的な荷さばき対策の実現＝吉祥寺方式』を目指すものである。

具体的には、1 つに「先進的なアイデアへの取り組み」を行ってきた。委員会では、単に利害等の調整を行うだけではなく、『荷さばき方策に関する先進的なアイデア』を取り入れ、実現化していくことが重要な役割となる。すなわち、委員会メンバーやその他外部から、都市内物流効率化に向けた建設的で積極的な取り組みに関する提案を受け入れ、「実証の場」として吉祥寺のフィールドを提供するとともに、関係者の英知を結集することで、具体的な施策として実現化していくための受け皿としての役割を果たすものであると同時に、委員会の運営のモチベーションとしても重要であり、積極的に取り組むこととしている。

また、委員会が自立的・継続的に活動を行っていくためには、運営原資を自から生み出す発想が必要であった。『吉祥寺方式＝協議会方式による包括的な荷さばき対策の実施』の目的は、誰にとっても良好な荷さばき環境を、共助の視点により関係者の合意の中で実践していくことにある。この中では、対応策を実施できる事業者と個々的には実施できない事業者間の調整機能や、個々の対応では限界が生じる対策や無駄が生じる対策などを、関係者の工夫により一体的に実施することで、個々の負担を下げるなどが非常に重要な観点になる。つまり、スケールメリットを発揮することで個々の負担を少しでも引き下げることを志向すると、原資の確保が必要である。

吉祥寺方式の役割の一つに、荷さばき方策に関する先進的なアイデアの実現があり、この取り組みをスムーズに実施していくためにも、イニシャルコストに相当する部分について、自立的に補っていく仕組みも必要とも考えてきたところである。

《吉祥寺方式物流対策の対象エリア》



3. 吉祥寺の基礎づくり

(1) 吉祥寺の歴史

吉祥寺の歴史は、明暦年間（1658）の大火で被災した江戸市内の吉祥寺という門前町の住人が転住、疎開したことに始まる。

明治 22 年（1889）、JR 中央線の前身である甲武鉄道が新宿～立川間に関通、当初、武蔵野村には境駅が開設されたが、吉祥寺の村民から新駅設置の運動が起こり、村民が駅用地を買収、労力を提供し、駅施設を設置して明治 32 年（1899）、甲武鉄道に無償寄付した。帝都電鉄（現・京王電鉄井の頭線）についても、昭和 9 年（1934）に吉祥寺駅まで開通した。昭和 13 年（1938）には、中島飛行機が武蔵野町に工場を開設し、戦時中は、軍需産業都市として発展した。

戦後、吉祥寺駅周辺は、強制疎開地跡にマーケットが生まれ（現・ハモニカ横丁）、駅前通り、仲町通り、平和通り、公園通りなどの商店街が発展した。その後、平和通りアーケード設置（昭和 30 年）、吉祥寺ダイヤ街アーケード設置（昭和 28 年：ローズナード、昭和 49 年：チェリーナード）、サンロードアーケード設置（昭和 46 年）など繁華街としての魅力が増してきた。

以降、吉祥寺は、あらゆる情報の発信基地として人・金・ものが集中する、生活密着型の「生活核都市」として新宿以西最大の商業都市として成長してきた。

(2) 基盤づくり

① 道づくり

吉祥寺の駅前には、戦後復興するに従い混雑をきわめ、その整備が早くから課題となっていた。そのため、昭和 29 年（1954）に吉祥寺駅周辺について検討するため市議会に初めての特別委員会が設置された。

昭和 36 年（1961）に市議会特別委員会の報告を受け、東京大学の高山研究室に都市計画の作成を依頼した。昭和 37 年（1962）に公表された高山案は、207,800 m²に及ぶ広範囲をスーパーブロック方式で整備するという画期的なものであった。しかし、既存の商店街を破壊するとして地元の大反対を受けた。

昭和 38 年（1963）に新しく後藤喜八郎市長が就任し、地元・市議会・市の話し合いの場として、三者協議会を発足させた。

一方、国鉄（現・JR）中央線の複々線高架下計画が具体化し、このチャンスに乗る必要に迫られていたところ、東京都も道路計画の実現を強く求め具体案を提示してきた。市議会は、市の検討してきたことが配慮されており市の考えもこれにほぼ近いことから、地元の要望を踏まえて都案に同意し、昭和 39 年（1964）に吉祥寺駅周辺の都市計画道路が計画決定された。

②都市計画事業（武蔵野市施行）

昭和 41 年（1966）に、吉祥寺駅周辺の都市計画事業の認可を受け、道路事業に着手した。当初の事業年度は昭和 41 年度から昭和 47 年度までの 7 年間であった。

南北の基幹事業（A 道路・現 3・3・14 号線、3・3・15 号線）については、駅前広場

も含まれていたが、広場以外の道路部分は、地権者の協力がスムーズに得られ、早期に解決することができた。昭和 46 年（1971）には五日市街道から末広通りまでの区間が開通し、駅前通りがアーケード化され、サンロードが誕生した。

東西の基幹道路（B 道路・現 3・4・8 号線）は、完全な新設道路で、東京女子体育短期大学（音体）跡地ビルの前面道路として期待された。難関の墓地移転を終え、昭和 46 年（1971）には公園通りまでが全線開通した。

3・3・14 号線については、井の頭高架橋架替工事を京王電鉄に委託した。用地買収の遅れ、工事価格の上昇などがあったが、昭和 52 年（1977）には、井の頭通りまで貫通した。

なお、北口駅前広場用地の買収が残っていたため、事業認可期間の延伸を余儀なくされた。

昭和 58 年（1983）に土屋正忠市長が就任し、北口駅前広場用地について土地収用法の適用を含め、不退転の決意で望むとの強い姿勢を示し、土地収用法の適用の準備を慎重に始めた。

昭和 60 年（1985）に適用を開始したが、強制代執行には至らず、昭和 61 年（1986）には、すべての用地を買収することができ、駅前広場を含む都市計画事業は昭和 62 年（1987）をもって完成に至った。



写真（昭和 40 年・バスが走る現在のサンロード）

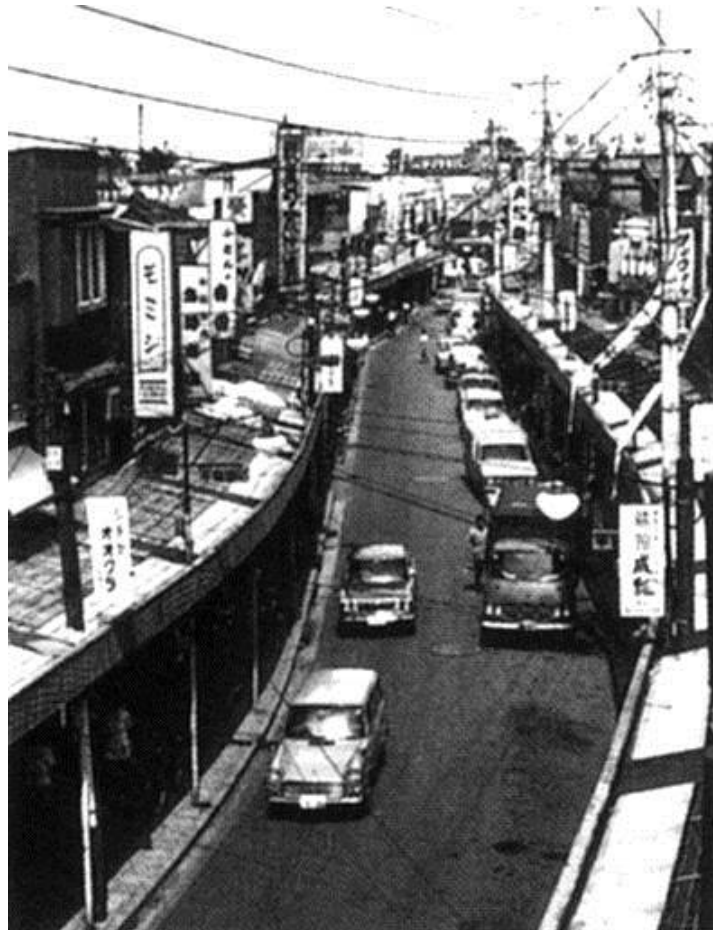
③都市計画事業（東京都施行）

公園通り（3・4・16 号線）と平和通り（3・4・4 号線）は、東京都施行事業であった。公園通りの拡幅は当初、反対運動が起こったが、街の整備が進むにつれ賛成に変わった。昭和 56 年（1981）に五日市街道から井の頭通りまでが完了した。

平和通り（3・4・4 号線）は、共同ビルに核店舗を誘致しようとの動きが起こり、パル

コに決定してから南側の共同ビル化も進み、ロンロン（現・アトレ）との通路や歩道の拡幅などの課題を克服し、昭和 62 年（1987）に駅前広場完成と同時に整備が完了した。

吉祥寺駅周辺に影響がある都市計画道路のうち五日市街道（3・4・10 号線）は、昭和 61 年（1986）に事業認可され、現在も事業が続いている。なお、井の頭通り（3・4・3 号線）については、計画幅員がほぼ現状幅員のため、計画決定のままおかれている。



写真（昭和 41 年・平和通り）

④区画道路、市道認定

区画道路については、昭和 42 年（1967）に、市道第 189 号線及び同第 190 号線が道路法に基づき路線認定された。

市道第 189 号線については、昭和 48 年（1973）に全線開通した。また、市道第 190 号線については、昭和 50 年（1975）に元町通りからダイヤ街間が整備されたが、ダイヤ街から平和通り間については、現在も事業が続いている。

また、昭和 56 年（1981）には、吉祥寺駅施設と平和通りを接続する市道第 250 号線、及び同第 251 号線がそれぞれ道路法に基づき路線認定され、整備が完了した。

⑤商業展開

昭和 35 年（1960）に、音体の借地権を都市計画のために必要と判断し購入したが、これについては、都市計画該当者の移転先として、また吉祥寺周辺の商業の核として魅力

あふれるビル建設が計画された。

これは、駅より 200m 程度離れた位置に商業の核を配置することにより、歩行者の回遊性を期待するものであった。

昭和 43 年（1968）に（財）武蔵野市開発公社（現・一般財団法人武蔵野市開発公社）を設立し、A、B の 2 棟からなるビルを設計した。A 棟は、該当者への分譲を第一に考慮し、飲食、販売のショッピングビルだが、市民ホールなどが設けられた複合施設となり昭和 47 年（1972）に F&F ビルとしてオープンした。B 棟には、キーテナントとして伊勢丹を誘致し、昭和 46 年（1971）にオープンした。現在、伊勢丹は撤退し、コピス吉祥寺となっているが、同様に吉祥寺の中心的な商業施設となっている。

⑥ターミナルづくり

JR 吉祥寺駅については、昭和 44 年（1969）の中央線複々線化の完成により、高架下にショッピングセンター（ロンロン）がオープンした。その後、駅舎改修に伴い、アトレがリニューアルオープンし、平成 26 年（2014）には、駅舎北側歩道部に歩行環境整備事業として、公共用歩廊（庇）を JR と市の共同事業で整備した。

駅南側では、昭和 45 年（1970）に富士ビルが、京王電鉄と共同で井の頭線吉祥寺駅を含む商業ビル、ターミナルエコーを完成させた。その後、京王電鉄は、平成 19 年（2007）に高架橋の改築工事に着手し、平成 23 年（2011）に駅ビル新築工事に着手し、平成 26 年（2014）に完成した。

また、両鉄道事業者の改修工事に併せ、平成 24 年（2012）より、駅の南北流動に資する事業として、南北自由通路整備を JR・京王・市の三者の共同事業で実施し、平成 26 年 3 月に完成した。

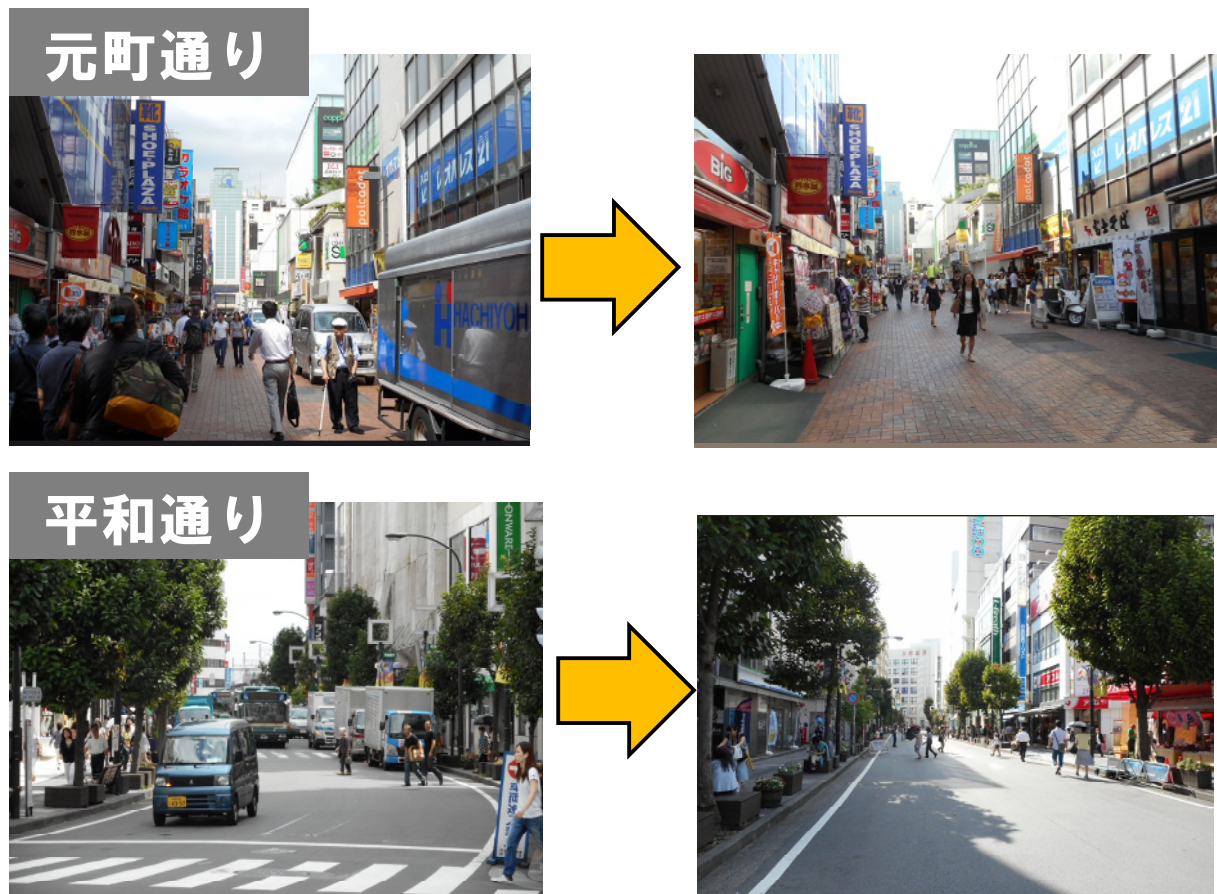
4. 吉祥寺の物流対策の経緯

(1) 吉祥寺のまちの特徴

吉祥寺は、多摩地域でも有数の繁華街として発展してきた。その要因として、交通の利便性、井の頭公園という自然環境との共生、良好な住宅街に囲まれている立地特性などと共に、商店街と大規模店舗の共存を基盤とする回遊性の高さなどがあげられるが、近年、新宿等の都心部のリニューアルや立川や中野などの台頭により、吉祥寺の商業環境は厳しさを増してきている。これらの地域では大規模な拠点整備などが行われているが、吉祥寺は歩行者の回遊性を軸とした繁華街であり、この特性を磨くことが重要である。つまり、人が安心して回遊できる環境づくりが吉祥寺の生命線となっている。

(2) 物流対策の目的

回遊性を阻害する要因は多々あるが、荷さばき問題はその一つである。吉祥寺では路上荷さばきが常態化しており、交通渋滞、交通安全性、大気等の生活環境等の問題だけではなく、街の景観や歩行の快適性に大きな影響を与えていた。これらは回遊性に連動しており、吉祥寺がまち間競争に勝ち抜くためには、路上荷さばきから路外荷さばきへの転換や、荷さばき車両の通行を前提としたまちづくりから歩行者を中心としたまちづくり・道づくりへの転換などが必要であった。そのため、関係者からなる委員会を設置し、この荷さばき問題を解決することを目的とした。



写真（駐車台数の多かった時期と現在の比較）

5. 事業活動の総括

本委員会では、これまで、荷さばき車両による路上駐停車の削減に向け、『きっちり・すっきり・吉祥寺 推進活動』、『荷さばきカード事業』、『共同集配送事業』、『荷さばき改善事業』に取り組んできた。

これまでの各事業活動を、以下に総括する。

(1) きっちり・すっきり・吉祥寺 推進活動

①「荷さばきルール徹底週間」の実施

1) 取り組みの経緯

吉祥寺では、長年荷さばき問題に取り組んできた結果、路上駐停車台数は減少しているものの、未だ違法な路上駐停車が散見され、改めてまち全体で荷さばき対策の必要性に対する気運を高める「周知徹底・PR」が必要となった。

そこで、荷さばきに対するルールの徹底や商店街の各店舗に対する荷さばき対策への意識づけの強化・徹底および荷さばき対策を実施していくための関係者の意識を高める手段として、定期的に「荷さばきルール徹底週間」を実施している。

初めての「荷さばきルール徹底週間」は、平成22年10月18日（月）から22日（金）までの5日間で実施し、その後、平成26年3月までに計10回実施している。

2) 具体的な活動内容

地元商店街関係者が中心となり、荷さばきルールの徹底と荷さばき対策事業をPRする活動で、具体的には、主要幹線道路（五日市街道、吉祥寺通り、井の頭通り、吉祥寺大通り、平和通り、本町新道、パークロード）や商店街エリア（サンロード、ダイヤ街、元町通り）で荷さばきをしている車両に声かけし、PRチラシ等を配布して協力を求めている。



写真（路上にてPR活動）



写真（徹底週間開始式）

きっちり・すっきり・吉祥寺
～みんなで協力して路上駐車をなくし、快適なまちづくりを目指そう！～

荷さばきルール徹底週間

10月1日（月）～

10月5日（金）



吉祥寺方式物流対策委員会
公認キャラクターです

●**荷さばきルール徹底週間中は、下記のエリアにおいて、取組み・取締りを強化します。運送事業者、ドライバー、商店の皆様のご理解とご協力をお願いします。**

①荷さばき車両の駐車禁止
幹線道路の「五日市街道」、「公園通り」、「井ノ頭通り」、「本町新道」、「吉祥寺大通り」の24時間荷さばき車両駐車禁止を徹底します。（右図の斜線の道路）
*本地域は、「駐車監視員活動ガイドライン」において、取締り活動の最重点地域に指定されています。

②荷さばき車両の通行禁止
商店街エリア内のアーケード街などの道路で、12時から翌日の9時までの間、荷さばき車両の通行を禁止している道路は、ルールの徹底を図ります。（右図の点線の中の商店街エリア）

- 吉祥寺では、路上駐車のない快適なまちづくりを目指し、街への車両の進入禁止や時間規制の強化等も検討しています。**
- 吉祥寺では、裏面の2つの対策を推進しています。運送事業者、ドライバー、商店の皆様、ご協力をお願いします。**

3) 関係者の活動

i) 普及活動

- ・地元商店街、コラボデリバリー(株)、タイムズ24(株)、吉祥寺方式物流対策委員会によるPRチラシの配布

ii) 広報活動

- ・商店街(サンロード、ダイヤ街、平和通り)の専用放送からの呼びかけ
- ・一般社団法人全国物流ネットワーク協会(旧 東京路線トラック協会)の普及広報車による呼びかけ

iii) 巡回活動

- ・武蔵野警察署によるミニパトロールカーおよび民間監視員による巡回

4) 活動人員

地元商店街(平和通り、ダイヤ街、サンロード、元町通り)、アトレ・コピス等大型店舗、一般社団法人全国物流ネットワーク協会、コラボデリバリー(株)、タイムズ24(株)、吉祥寺方式物流対策委員会等により、1回(5日間)の延べ参加人数は、50名程度である。

②広報・PR用『マーク』の作成

吉祥寺の“まちづくり”を支援する「荷さばき対策」の認知度を高めるために、本委員会が推奨する「荷さばき対策」に対する広報・PR時に利用する『マーク』について検討を行い、平成22年度の第1回委員会において、最終決定した。

このマークは、荷さばきカードや共同集配送をはじめとする荷さばき対策に関する広報・PR資料、看板、コラボデリバリー(株)のユニフォーム等に利用している。



③「きっちり・すっきり・吉祥寺 荷さばきガイドライン」の検討

まち全体で荷さばき対策の必要性に対する気運を高め、目的や取り組み内容等を分かりやすく広報・PRするために、吉祥寺における「荷さばきガイドライン」を検討した。

「きっちり・すっきり・吉祥寺 荷さばきガイドライン」と称し、荷さばきへの取り組みを必要とするまちづくりの方向性や、荷さばきの基本方針、各プレイヤーの取り組み目標、現在の取り組み状況(4つの柱)を簡潔に整理し、リーフレットとして配布できるよう作成した。

以後、適宜関係者等に配布するとともに、武蔵野市のホームページを活用するなどして、荷さばきへの取り組みをより広めている。

《きっちり・すっきり・吉祥寺 荷さばきガイドライン》

荷さばきとは・・・商店への商品の配達や返品の受け取り、オフィスへの配達
や商品の発送のための荷物の積み下ろし作業のことです。



■吉祥寺のまちづくりの基本的な方向性

～2つの視点と4つのテーマ～

基本的な方向性（2つの視点）

- ◇商業と人々の生活が一体となった「我が街」としての成熟
- ◇「行ってみたい街」「住んでみたい街」としての広域的な魅力の維持・創出と都市観光の推進

4つのテーマ

- ◇商業環境と豊かな居住環境が調和・連携した街
- ◇巡る楽しみがある街
- ◇上質な買物環境のある街
- ◇独自の文化を育み発信する街

これら「吉祥寺のまちづくり」の実現には、回遊性を高め、安心して居心地良く買物が楽しめる環境を整えることが必要です。
その取り組みのひとつが荷さばき対策です。

■吉祥寺での荷さばきの基本方針 ～3つの約束～

- 1 荷さばき問題を吉祥寺の回遊性を高めるまちづくりの一環との共通認識のもと、路上荷さばきから路外荷さばきへの転換や、荷さばき車両が駐車・通行しないまちづくり・みちづくりへの転換を進めます。
- 2 荷さばき問題についてより一層、事業者の意識・認識を高め、まち全体で、吉祥寺方式物流対策委員会が実施する荷さばき対策の積極的な利用促進を図ります。
- 3 まち、運送・駐車場事業者、行政、吉祥寺方式物流対策委員会などの各プレイヤーが、互助の視点で、荷さばき問題に取り組みます。

<p>吉祥寺の取組み</p> <p>新興地の商店街エリアに配達する荷物を、路上で荷さばかせず、共同集配センターあるいは民間連携駐車場で降ろし、自転車や台車で運びます。</p>	<p>共同集配センター</p> <p>民間連携駐車場</p>	<p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの快適性 ・まちの安全性 ・まちの美観 ・道路上の駐車車両 ・道路交通渋滞
---	--------------------------------	--

吉祥寺における荷さばき対策 取り組み年表



年度	取り組み内容
平成 11 (1999) ~平成 13 (2001)	<p>「国土交通省関東運輸局による調査」の実施</p> <p>【実証実験「きっちり・すっきり・吉祥寺」実施 (H13年 11月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉祥寺で初めて荷さばき対策の実証実験（モデル実験）を行いました ●まちの多くの方々にボランティアとしてご協力いただきました ●「集配時間の調整」や「路上・路外の荷さばき施設の確保」等を行った結果、駐車台数の削減や駐車時間の短縮化が図られ、「きっちり・すっきり・吉祥寺」実現の第一歩となりました
平成 14 (2002)	<p>「きっちり・すっきり・吉祥寺」運動の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●毎月1回東京陸路トラック協会の巡回車で、「短時間での荷さばき」の呼びかけ活動を開始しました（現在は毎月2回実施しています）
平成 17 (2005) ~平成 18 (2006)	<p>「吉祥寺共同集配システム検討委員会」</p> <p>【吉祥寺方式実証実験「きっちり・すっきり・吉祥寺・アゲイン」実施 (H19年2月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2度目の荷さばき対策に対する実証実験を行いました ●今回もまちの多くの方々にご協力いただきました ●「荷さばき車両の通行禁止・通行ルート化・幹線道路への駐車禁止」、 「共同配送・共同荷受け」、「駐車スペースの確保」等を行った結果、まちづくりにおける荷さばき対策の必要性や包括的な取り組みの必要性を確認できました <p>【提言「新たな概念による荷さばき対策「吉祥寺方式」の導入」(H19年3月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉祥寺のまちづくりの一環として、「協議会方式による包括的な荷さばき対策の実現＝吉祥寺方式の導入」の必要性が提言されました
平成 19 (2007)	<p>「吉祥寺方式による物流対策協議会設立準備検討委員会」設立</p>
平成 20 (2008)	<p>「吉祥寺方式物流対策委員会」設立・活動開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ついにH20年8月に委員会が設立し、具体的な活動に向けての検討や活動を開始しました
平成 21 (2009)	<p>【タイムズ24時間による「荷さばきカード事業」開始 (H21年9月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉祥寺方式での初めての事業として、吉祥寺周辺のタイムズ駐車場を割引料金で利用できる「荷さばきカード事業」を開始しました（実施中）
平成 22 (2010)～	<p>【コラボデリバリー側による「共同集配事業」開始 (H23年3月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉祥寺方式での2つ目の事業として吉祥寺地区の商店街エリアを対象とした「共同集配事業」を開始しました（実施中） <p>【「きっちり・すっきり・吉祥寺 推進運動」の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちでの荷さばきルールをより知ってもらい、より守ってもらうことを目的に「荷さばきルール徹底週間」を平成22年度に2回、平成23年度に3回実施しました

発行：平成24年4月1日 吉祥寺方式物流対策委員会・吉祥寺活性化協議会
連絡先：武蔵野市都市整備部吉祥寺まちづくり事務局
TEL：0422・21・1118
E-mail：ofc-kit@yousa@city.musashino.lg.jp

吉祥寺 本町2丁目

きっちり・すっきり・吉祥寺 荷さばきガイドライン

～安全で歩いて楽しいまちを目指して～

吉祥寺方式物流対策委員会
吉祥寺活性化協議会

荷さばきガイドライン

荷さばきとは・・・商店への商品の配達や返品を受け取り、オフィスへの配達や商品発送のための荷物の積み下ろし作業のことです。



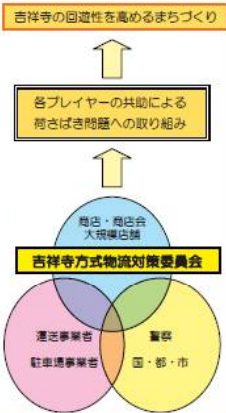
■回遊性の充実、安全安心のまちづくりに向けて

吉祥寺は、商店街と大規模店舗との共存による回遊性が魅力のまちです。しかし、来街者が多く訪れる店舗開店時間（午前10時）以降における商店街エリアの荷さばき車両の通行や、路上駐車による荷さばき作業などにより、吉祥寺の魅力である回遊性は阻害されています。

そこで、私たち（地元事業者、運送・駐車場事業者、行政等）は、より一層、吉祥寺が目指す「安心して買い物ができるまち」「安全で歩いて楽しいまち」を実現させるため、この荷さばき問題をまちづくりの一環として捉え、私たち関係者の連携により「吉祥寺方式物流対策委員会」を設立し、具体的な対策を検討・実施してきました。

平成21年9月からは、タイムズ駐車場を活用した「特定時間帯割引駐車料金適用事業」（荷さばきカード事業）を、また平成23年3月からは「共同集配送事業」を実施しています。

私たちは、吉祥寺のまちづくりのため、それぞれの立場で「荷さばきガイドライン」を実行し、吉祥寺の荷さばき問題に一層、積極的に取り組みます。



荷さばき対策の取り組み例【平和通り】



道路両側に荷さばき車両が駐車し、その間を路線バスが運行しています。



荷さばき車両がなくなり、路線バスがスムーズに運行しています。安全安心のまちづくりが実現します。



■各プレイヤーの取り組み目標

まちの取り組み目標

◆商店・商店会

- ◇私たちのまち「吉祥寺」のため、みんなで助け合って、連携・協力しながら吉祥寺のまちづくりに取り組みます。
- ◇午前10時以降はお客様中心です。荷物の搬入搬出は開店時間外に行います。
- ◇荷さばきの取り組みの理解を深めるため、お客様、運送事業者に荷さばき対策の重要性を呼びかけます。
- ◇各々の店舗会で荷さばき場の確保に努めます。
- ◇「きっちり・すっきり・吉祥寺 推進活動」の取り組みを継続的に実施します。

◆大規模店舗

- ◇商店・商店会との連携・協力のもと、荷さばき対策に取り組みます。
- ◇法的に必要な荷さばき駐車場以外にも、荷さばき駐車場の確保に努めます。
- ◇商店・商店会の荷さばき車両にも駐車場を開放するなど、まち全体での荷さばき対策の取り組みに協力します。
- ◇店舗内荷さばきのシステム化により効率化を図ります。

運送・駐車場事業者の取り組み目標

- ◇道路上での荷さばきを行いません。
- ◇吉祥寺で実施している荷さばき対策に積極的に参加します。
- ◇荷さばき車両に対応した駐車場を設置します。
- ◇荷さばき作業の安全対策に取り組みます。

行政の取り組み目標

- ◇行政全体で、荷さばき対策に協力します。
- ◇安全パトロールなどを重視します。
- ◇荷さばき対策の継続・実施に向けた支援を行います。

吉祥寺方式物流対策委員会の取り組み目標

- ◇関係者が取り組む包括的な荷さばき対策を推進します。
- ◇荷さばき対策に関する新たな提案を受け入れ、建設的かつ積極的な活動を行います。
- ◇「きっちり・すっきり・吉祥寺 推進活動」の取り組みを推進します。

■吉祥寺での荷さばき問題への取り組み状況 ～4つの柱～

きっちり・すっきり・吉祥寺 推進活動（商店・商店会・大規模店舗）



吉祥寺地区の事業者等からなる吉祥寺活性化協議会が中心となり、荷さばき対策の必要性やルールへの敬意をPRする取り組みとして、年3回程度「荷さばきルール徹底週間」を実施しています。各運送事業者や各商店に、荷さばき対策のPRや参加要請、広報車による荷さばきルールの呼びかけなどを行っています。

主体：吉祥寺活性化協議会

荷さばき改善事業（大規模店舗）



株式会社アトレでは、現況の荷さばき問題を解消し、路上駐車違反への対応を図る取り組みとして、駐車開始時間の繰上げ、荷さばきバースの増設、館内キャリヤ制度の導入、納品業者指定制度による物流の集約等を実施しています。

主体：株式会社アトレ

荷さばきカード事業（駐車場事業者）



タイムズ24株式会社は、吉祥寺周辺で管理運営している時間貸し駐車場（30箇所程度）を、荷さばき車両の路上駐車台数が多い時間帯（午前6時～正午）に荷さばき車両用に提供する事業を行っています。限りある駐車スペースを有効に活用する取り組みです。対象は2トン車クラス以下の車両で運送事業者には専用のカード（荷さばきカード）が発行され、割引料金（定額・月額5,000円）で毎日利用できます。

主体：タイムズ24株式会社
TEL 0120-82-8924

共同集配送事業（運送事業者）



市が設置した吉祥寺方式共同集配送センターを活用し、共同集配送事業を行っています。コロポデリパリー株式会社が各運送事業者に代わってまとめて台車等で店舗に荷物を運ぶことにより、路上駐車や商店街エリアへの車両の通行を少なくする取り組みで、吉祥寺地区の店舗約2,000店舗を対象としています。

主体：コロポデリパリー株式会社
TEL 03-3552-0008

(2) タイムズ24(株)による『荷さばきカード事業』

①事業の概要

荷さばき車両(2トン車クラス以下)の受け皿として、委員会のメンバーであるタイムズ24(株)が吉祥寺駅を中心とした地区で管理・運営している時間貸し駐車場を、一般車両の利用率が低く、かつ荷さばき車両の路上駐停車台数が多い時間帯に、当該駐車場を割引料金(定額料金として、月5,000円)で利用できる荷さばきカードによる事業を、平成21年9月より実施した。

このカード事業の仕組みとして、タイムズ24(株)が武蔵野市より賃貸している駐車場の運用益を原資とし、荷さばきカード(定額制)事業を実現している。

利用時間帯は、事業開始当初は午前6時~10時であったが、より利用しやすくするために、平成21年12月に実施したヒアリング調査結果の要望事項を受け、割引料金の適用時間については、平成22年4月より昼の12時までに延長し、適用時間を4時間から6時間に拡大した。

現在、適用駐車場は、約30か所で約350台分、カード発行枚数は、28枚となっている。

②効果と課題

カード利用により、路上駐停車は1日当たり、延べ17台削減(想定)の効果を得ている。

また利用者にとって通常吉祥寺エリアの駐車料金は60分あたり600円~900円であるがこの月額5000円で6時~12時までを定額で利用するコストメリットは大きい。

しかし、思うようにカードの発行枚数が増えないため、これまでに、試験的に無料でカードを配布し、その利用状況等を把握したり、「荷さばきルール徹底週間」でのPR活動、実際に頻繁に路上荷さばきを行っている車両の所属会社に対するタイムズ24(株)による直接交渉、長時間路上駐車(30分以上)している事業者(101社)へ吉祥寺方式物流対策委員会、及び吉祥寺活性化協議会の連名による要望書の提出なども行ってきた。

今後も、ドライバーおよび事業者側への一層の周知徹底や、駐車場の利便性の向上を図っていくことが必要である。



写真(荷さばきカードを利用して納品)



写真(タイムズ荷さばきカード)



タイムズ荷さばきカード

吉祥寺
エリア

タイムズ荷さばきカードって？

吉祥寺駅周辺の約29ヶ所のタイムズを
指定時間内・月額固定料金でご利用いただけるカードです。

サービス内容とご利用条件

現金不要!!
キャッシュレス

※カードがご利用いただけない場合、現金でお支払いください。

荷さばきカード
1企業につき1枚

または

荷さばきカード
1事業主さまにつき1枚

多くのみなさまにご利用いただくための条件といたしました。

月額固定料金
5,000円

※別途料金が発生する場合がございます。

優待時間
AM6:00～PM0:00

優待時間内に入庫と出庫をおこなってください。

1時間につき
3回まで

1時間あたりの精算回数は3回までをお願いします。

1回あたり
最長30分まで

1回あたりのご利用時間は30分以内をお願いします。

ご利用～お支払い

- 1 通知書記載のお振込先へご入金をお願いします。
- 2 タイムズ24よりカードを発送いたします。
- 3 サービス内容をご確認の上、ご利用条件のもとお使いください。
- 4 毎月第5営業日頃に請求書を発送いたします。
- 5 銀行振込にてお支払いいただけます。

ご利用料金とご請求

AM 6時 PM 0時

入庫 出庫

優待時間内 優待時間内

AM 6時 PM 0時

入庫 出庫

優待時間外 優待時間内

AM 6時 PM 0時

入庫 出庫

優待時間内 優待時間外

月額固定料金のみ
ご請求となります。

月額固定料金 + 優待時間外のご利用料金

入庫から出庫まで全額請求となります。
※入庫・出庫時間の両方が優待時間内に含まれるようご利用ください。

《タイムズ荷さばきカード利用申込書》

タイムズ荷さばきカード利用申込書

タイムズ24株式会社 御中
 当社は別紙記載のタイムズ荷さばきカード会員利用規約承認の上、下記で指定するカードの入会を申し込みます。
 なお、審査の結果入会できなくとも何ら異議ありません。

吉祥寺エリア

※申込書の控えは必ずお取りください。
 ※太枠内は必ずご記入・ご選択ください。

弊社使用欄①

--	--	--	--	--

お申込日

平成 年 月 日

①お申込企業・ご契約先情報

フリガナ	法人印または事業主印		業種
社名 ご契約先名			<input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> 金融 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> 運輸 <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> サービス業 その他()
フリガナ			
代表者名			
代表 所在地	〒	都 道 府 県	市 区 町 村

②お申込担当者情報 ※お申込後の連絡先、カードおよび請求書送付先となります。また、カード停止等手続きの際当社とやり取り頂く実務担当者となります。

フリガナ	印	所 属
お名前		役 職
所在地	〒	TEL
		FAX

③お申込内容

利用可能 駐車場	吉祥寺駅周辺タイムズ駐車場でご利用可能です。なお、利用中可能駐車場は変更(追加・削除)される可能性があります。
優待時間	午前6時から午前12時までの6時間とします。 但し、入庫又は(及び)出庫の何れかが優待時間外にかかる場合には、利用時間が優待時間にかかっていたとしても、当該優待時間内の利用分も優待時間外の利用として、当該タイムズ駐車場所定の料金が発生します。 また、優待時間内において、駐車時間は1回につき30分以内、1時間当たりの精算回数は3回までとします。
請求料金	月額固定料金5,000円(消費税等込) + 優待時間外のご利用金額
事前入金	カード発行には、事前に月額固定料金の2カ月分(10,000円)のお振込が必要となります。
優待時間 外の利用	荷さばきカードによる後払い精算が可能です。この場合、当該タイムズ駐車場所定の利用料金が発生します。
ご請求 お支払	優待時間月額固定料金 + 優待時間外のご利用金額 ⇒ ご請求金額

※タイムズ荷さばきカードの利用データ等は、個別の会員が特定できない処理をした上で、タイムズ24株式会社より官公庁および吉祥寺方式物流対策委員会等へ開示することを了承いたします。
 ※一旦いただいた月額固定料金は、途中解約を含め、いかなる場合であっても返金いたしかねます。あらかじめご了承ください。

お申込の際は、「利用申込書」の必要書類のご記入・ご捺印
 もれがないか今一度ご確認の上、返信用封筒にてご郵送ください。

郵送受付

〒100-8424 東京都千代田区有楽町2-7-1
 有楽町駅前ビルディング
 タイムズ24株式会社 カード事務局 宛

弊社使用欄	事務局受付日	担当者氏名	検印	検印	検印	センター	決裁印 (拠点)
		担当者所属					

20090226ver.001

(3) コラボデリバリー（株）による『共同集配送事業』

①事業の概要

本事業は、吉祥寺の中心街に入り込む荷さばき車両を減少させるために、委員会のメンバーであるコラボデリバリー（株）により、平成23年3月5日（金）にオープニングセレモニーを開催し、3月7日（月）から開始した。

この共同集配送事業は、吉祥寺の中心街に入り込む荷さばき車両を減少させるために、吉祥寺大通りと五日市街道の交差点近くの武蔵野市が保有していた土地に自転車駐車場との複合施設として吉祥寺方式共同集配送センターを整備し、このセンターに荷物を集約し、吉祥寺の中心街までは台車等で配達するシステムである。

取扱い荷物は、台車による配送が困難な大型荷物・重量物、又は特別な管理を要する生鮮食品を除く一般貨物全般であり、標準貨物(重量30kg or 3辺の合計170cm)1個の集配手数料は135円（税別）とし、伝票1口当たり個数割引、および月間取扱量の割引を行っている。

本事業は、まず特積み貨物の集約からスタートし、その後、利用者の拡大を図っていくこととしており、まち全体での利用促進へのサポートを進めることとした。

事業開始後3年を経過し、取扱数量は、順調に増加しており、現在では、当初の目標である1日平均1,500個を超えた。その間、平成23年9月には、未参加事業者に対して、東京路線トラック協会（現一般社団法人全国物流ネットワーク協会）、及び吉祥寺方式物流対策委員長、副委員長の連名にて要望書を提出するなどを行った。



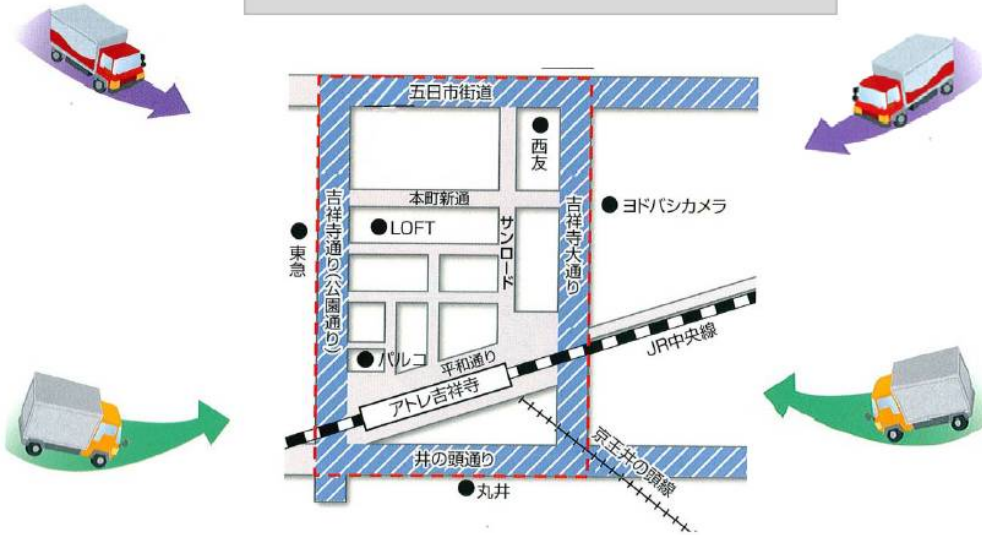
写真（吉祥寺方式共同集配送センター）



《共同集配送事業の概要図》

実施前

エリア内の各店舗に、納品業者がそれぞれ配達、集荷を行っていたため、荷さばきによる交通問題、回遊性の阻害が発生。

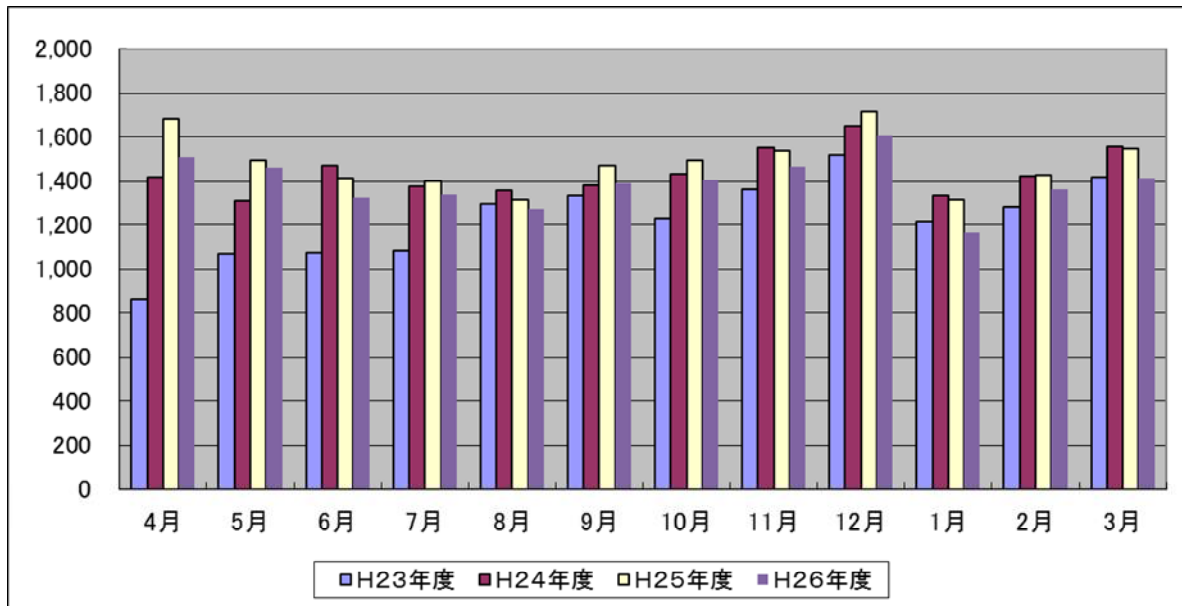


実施後



共同集配送場に集約して納品することで、商店街地区の荷さばき駐車車両を削減。納品業者各社の荷物を取りまとめて配達することで、まちなかの台車が減少。

《共同集配送事業の取扱数量の推移》



②効果と課題

共同集配送事業により、路上駐停車は1日当たり、延べ79台削減の効果を得ている。

現在は、採算分岐点となる1日平均 1,800 個を目標に、一般社団法人全国物流ネットワーク協会会員以外の事業者等への営業活動を強化するとともに、集荷の取扱個数の増加を目指し、商店および委員会としても一層の協力を図ることとしている。

なお、共同集配送事業は、輸送を担う営業用運送事業者が、本事業に協力いただくことで成り立っている。ただし、料金は事業者の負担となっており、関係者の応分な負担という吉祥寺方式の主旨からみると、課題がある。

また、現在の当該事業の対象エリアは、吉祥寺駅北側としているが、今後は、吉祥寺駅南側など対象地域の拡大についても検討が望まれている。

（４）㈱アトレ吉祥寺店による『荷さばき改善事業』

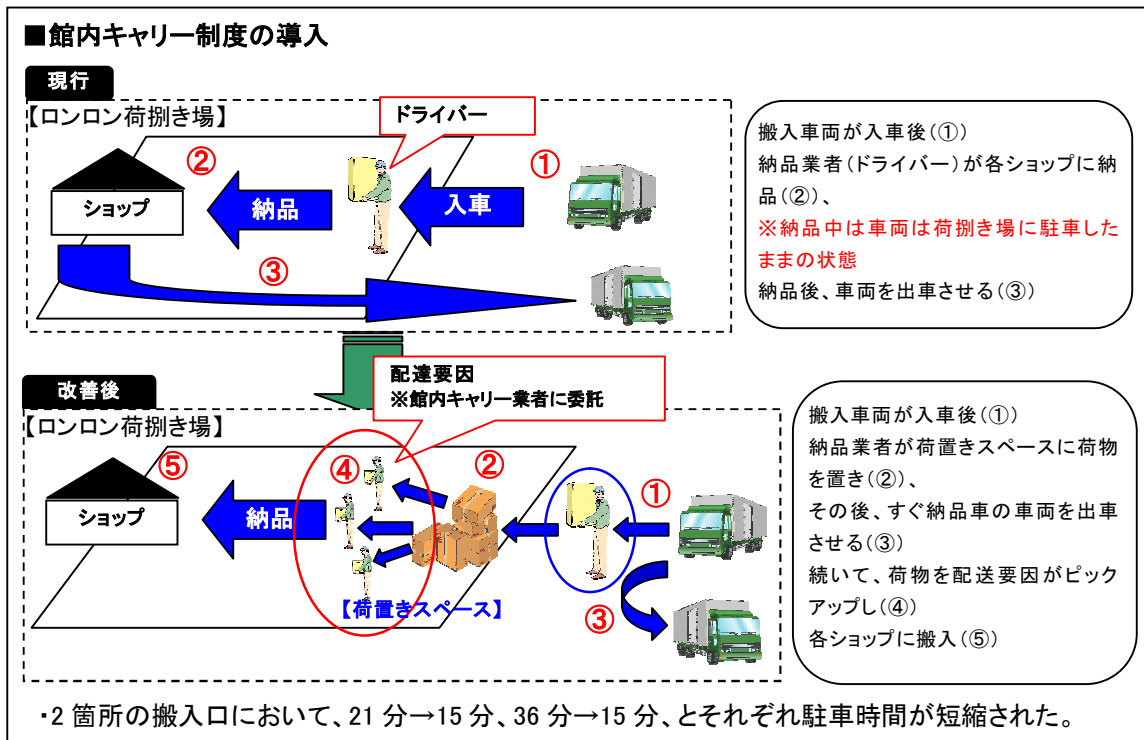
①事業の概要

本事業は、平成 22 年 4 月の㈱アトレ吉祥寺店（旧ロンロン）のリニューアルに伴い、当店の荷さばきのシステムを改善し、荷さばき車両の周辺道路への路上駐停車を削減した。具体的には、下記の 6 項目の対策を随時実施した。

《アトレ吉祥寺店による『荷さばき改善事業』の概要》

事業の項目	取組概要
1) 公園口駐車開始時間の繰り上げ	公園口：現在 7 時⇒6 時（東口は現状 6 時のまま）
2) 荷さばきバスの増加	現状 6 台⇒11 台（公園口 2 台⇒4 台、東口 4 台⇒7 台）
3) 搬入口の分散化	路上駐停車が深刻な公園口から東口搬入口への納品のシフト
4) 館内キャリア制度の導入	公園口・東口の搬入口の納品混雑時間帯（6～15 時）のみ、搬入口から店舗までの配送は館内キャリア業者が行う
5) 待機スペースの確保	山谷駐車上高架下脇 4 台（4 t 車対応）を確保して、東口納品車両の一時待機場所として使用することで混在解消を図る
6) 納品業者指定制度による物流の集約	納品会社を指定（推奨）し、指定業者に納品を集約する

《『荷さばき改善事業』の詳細内容》



②効果と課題

この荷さばき改善事業により、特に平和通りでの路上駐停車による荷さばき作業が解消し、路上駐停車は1日当たり、延べ81台削減（想定値）の効果を得ている。現場での実感として、特に午後の時間帯では、平和通りの路上駐停車がほとんどなくなるなど、この荷さばき改善事業の効果は多大である。

今後は、この事業を参考に、他の大型店舗でも現有駐車場の効果的な活用による路上荷さばきの解消に波及する効果が期待される。



写真6（アトレ改善事業）

(5) その他の取り組み

①道路上（内）の施設を利用する対策の検討

1) 路上対策の必要性についての検討

吉祥寺の荷さばきにおいて、新たな駐車場の設置や各店舗の荷さばき施設の整備が難しい初期の段階では、道路のスペースを利用した駐車ベイなどの設置による対応の必要性についても、検討を行ってきた。

その検討の中では、吉祥寺駅周辺は、五日市街道や井の頭通り、吉祥寺通り（公園通り）など広域幹線道路と位置づけられる道路に囲まれ、当該道路を貨物車の荷さばき駐車に利用することは難しいと位置づけた。そこで、例えば、地域内の平和通りや吉祥寺大通り等の道路を利用した荷さばきの可能性について検討することとし、その際の参考とすべく他事例の情報収集を行った。

また、平成 21 年 4 月から民間監視員による駐車禁止の取締りが強化されたが、依然として一部の荷さばき車両は、路上での違法駐停車による荷さばき作業を行っており、今後においても積載重量 2 トン超の車両は、駐車できる駐車場が少ないことや、自家用トラックについては、荷さばきカードや共同集配送を利用できないケースが少なくなく、路上駐停車による荷さばきを行わざるを得ない実態が続くことが懸念された。

特殊な事情であっても、路上駐停車による荷さばきが容認されると、駐車場や共同集配送を利用している事業者に不公平感が広がり、なし崩し的に路上駐停車が横行してしまう危険性が考えられる。そこで、吉祥寺のまちでの回遊性をより高めるためには、荷さばき車両が駐停車できる空間の創出・提供や駐停車しなくても納品が可能とする更なる方策が必要であり、荷さばきに利用できる「道路」と「ルール」を定めていく必要があるとした。

2) 路上対策の今後の可能性についての検討

現実的に路上対策が可能なのは、平和通り、吉祥寺大通り、本町新道である。その中には、一方通行で道路幅のある平和通りが、最も路上対策での利用の可能性が高いと考えられるなどの検討を行った。

6. 活動による成果

(1) 路上駐停車車両の削減

吉祥寺のまちづくりの一環として取り組んできた荷さばき対策活動の定量的な効果は、路上駐停車車両の削減でみることができる。

吉祥寺では、定期的に路上駐停車実態調査を実施しており、その推移は、以下のとおりである。

《吉祥寺駅周辺路上駐停車実態調査にみる路上駐停車延べ車両台数の推移》

車種別		年月日	平成18年 1月27日 (金)	平成19年 2月2日 (金)	平成22年 11月12日 (金)	平成25年 10月4日 (金)
乗用車			1,091 (100.0)	738 (67.6)	590 (79.9)	467 (79.2)
貨物車	自家用(白)		1,192 (100.0)	912 (76.5)	772 (84.6)	696 (90.2)
	営業用(緑)	【特積】	173 (100.0)	148 (85.5)	102 (68.9)	54 (52.9)
		【区域】	1,099 (100.0)	910 (82.8)	480 (52.7)	506 (105.4)
貨物車合計			2,464 (100.0)	1,970 (80.0)	1,354 (68.7)	1,256 (92.8)
合計			3,555 (100.0)	2,708 (76.2)	1,944 (71.8)	1,723 (88.6)
備考					平成21年9月から荷さばきカード事業開始(継続中) 平成22年4月から荷さばき改善事業開始(継続中) 平成22年10月から「荷さばきルール徹底週間」開始(継続中)	平成23年3月から共同集配事業開始(継続中)

注1. 単位は台。()内は前回調査を100とした場合の比率。

2. 調査時間は、8時～20時。

3. 調査範囲は、五日市街道、吉祥寺大通り、井の頭通り、吉祥寺通りに囲まれた地域。

上表のとおり、路上駐停車の延べ台数は、着実に削減している。特に平成22年11月の調査結果では、平成19年2月調査時よりも、貨物車合計で68.7%となっており、本委員会を中心に平成21年、22年から取り組んできた「荷さばきカード事業」、「荷さばき改善事業」、「荷さばきルール徹底週間」の効果とみることができる。

更に、平成25年10月の調査結果でも、貨物車合計は前回調査時の92.8%と削減しており、平成23年3月から開始した共同集配事業の効果とみることができる。

(2) 路上駐停車時間の短縮

路上駐停車車両の削減に加えて、路上駐停車車両の駐停車時間も短縮化されている。

次表のとおり、路上駐停車時間は、平成18年1月の調査結果では、全体(合計)平均

で 17.1 分、貨物車合計では、18.0 分であったが、平成 25 年 10 月には、全体（合計）で 13.4 分に、また貨物車合計でも 14.0 分と着実に短縮化が図られている。

《吉祥寺駅周辺路上駐停車実態調査にみる路上駐停車時間の推移》

車種別		年月日	平成18年 1月27日 (金)	平成19年 2月2日 (金)	平成22年 11月12日 (金)	平成25年 10月4日 (金)
乗用車			15.1 (100.0)	10.2 (67.5)	10.1 (99.0)	11.8 (116.8)
貨物車	自家用(白)		12.0 (100.0)	20.0 (166.7)	15.0 (75.0)	13.6 (90.7)
	営業用(緑)	【特積】	27.8 (100.0)	23.9 (86.0)	15.9 (66.5)	14.5
		【区域】	17.5 (100.0)	16.0 (91.4)	14.9 (93.1)	
貨物車合計			18.0 (100.0)	18.5 (102.8)	15.0 (81.1)	14.0 (93.3)
合計			17.1 (100.0)	16.4 (95.9)	13.5 (82.3)	13.4 (99.3)
備考					平成21年9月から荷さばきカード事業開始(継続中) 平成22年4月から荷さばき改善事業開始(継続中) 平成22年10月から「荷さばきルール徹底週間」開始(継続中)	平成23年3月から共同集配送事業開始(継続中)

注1. 単位は分。()内は前回調査を100とした場合の比率。

2. 調査時間は、8時～20時。

3. 調査範囲は、五日市街道、吉祥寺大通り、井の頭通り、吉祥寺通りに囲まれた地域。

路上駐停車時間の短縮は、平成21年4月から放置車両確認事務が民間委託され、「駐車監視員」による活動が開始となったことも要因のひとつと考えられるが、加えて、本委員会の事業による「荷さばきルール徹底週間」の啓発活動の成果とも考えられる。

(3) 荷さばき対策に対する関係各所の意識の向上

定性的な効果として、荷さばき対策に対する関係各所の意識の向上があげられる。

それは、定期的実施している「荷さばきルール徹底週間」に商店街から担当者が参加し、自らの目で荷さばき作業による路上駐停車の現場をみることによって、今は何が問題なのかを確認し、路上荷さばき削減の必要性や、各事業への協力、新たなアイデア等の発信など、年々意識の向上が図られている。

実際に輸送を行っている運送事業者や自家用トラックのドライバーなども、「荷さばきルール徹底週間」時に度々チラシを受け取ることで、短時間で作業を終わらせることの必要性についての意識が高まっているように見受けられる。

具体例としては、定期的に路上駐停車を繰り返している車両や会社には、個別に地元関

係者等から路上駐停車をしないような協力要請を行い、一部ベンダーの車両や酒類販売会社の車両など改善される方向にある。

(4) 他の都市への情報発信

吉祥寺における荷さばき対策は、全国でも都市内物流対策の先進事例として、国土交通省をはじめ地方自治体や商工団体等が多数視察に訪れている。

また、他の都市内物流に関する会議や研究会等の場での講演依頼も多数あり、武蔵野市都市整備部吉祥寺まちづくり事務所担当者等により対応している。

年月	視察者等	年月	視察者等
19.11	ひろしま物流まちづくり調査委員会	23.11	金沢市
20. 8	関東運輸局交通環境部	23.12	久留米市
20. 9	国土交通省物流政策室	24. 2	町田市
20. 9	新宿区	24.10	出雲市
20.11	豊島区	24.10	厚木市
21.10	国土交通省関東運輸局	24.10	東京都
22. 1	練馬区	24.11	国土交通省関東運輸局
22. 2	葛飾区	24.12	豊島区
22. 2	川崎市	25. 2	立川商工会議所
22. 4	清涼飲料水販売企業協議会	25. 2	国土交通省総合政策局
22. 5	足立区	25. 3	渋谷中央街
22. 5	国土交通省関東運輸局	25. 7	京都市
22.11	立川南口商店街連合会	25. 9	佐川急便(株)
23. 1	青森市	25.11	名古屋市商店街振興組合
23. 6	墨田商工会議所	25.12	東京工業大学
23. 7	成蹊大学	26. 1	加古川商工会議所
23. 8	足立区	26. 7	経済産業省
23. 9	国際協力機構	26.10	シンガポール
23.10	東京商工会議所	27. 2	原宿神宮前商店会

年月	講演先等
18.11	都市内物流の効率化に関する研究会
19. 5	都市交通計画全国会議
20. 1	都市物流施策ベストプラクティスセミナー
20. 7	物流国連会議
20. 8	全国建設研修センター
20. 9	モーダルシフト・都市内物流WG
20.12	日本ロジスティクスシステム協会
21. 6	国土交通省物流政策室
21.10	東京都地区物流効率化認定制度説明会
21.11	東京都駐車対策協議会
23. 3	物流効率化セミナー

7. 今後の課題と対応の方向性

今後の課題と対応の方向性を以下に整理する。

●各事業の更なる活性化

1) 荷さばきカード事業

【課題】カード枚数の停滞

【対応】①「きっちり・すっきり・吉祥寺推進活動」等において、パンフレット等を配布するなど一層の周知徹底を図る。また、将来的には、吉祥寺エリアでの路上駐停車の取締りの徹底や、規制強化等についても検討し、路外駐車場の利用を必須とする条件整備を行う。

②路上駐停車の頻度が高い車両の保有者（営業用・自家用とも。特にベンダー、酒販業者、マツト業者等）および商店（配送先）に対し、個別に利用を要請する。

③対象駐車場の増加について検討する。例えば、コピスの地下駐車場は平成25年からタイムズ24の管理となった。ここは吉祥寺北口エリアでは立地面での優位性が高いが、台車利用の際に特に1階部分で段差があるなど、実運用面での課題もある。この対応を含めた検討も望まれる。

また、対象駐車場の荷さばきカードの利用可能時間を更に延長することが利用増につながるかどうかの可能性についても検討が望まれる。

2) 共同集配送事業

【課題】集荷貨物の取扱い個数の増加

【対応】①引き続き、特積み事業者以外の営業用トラックおよび自家用トラックの貨物の取り込みなど参加事業者の拡大を図る。

②上記に当たっては、まず協議会等関係者から、改めて共同集配送事業のメリットや実際の導入効果等をPRすることが必要である。

③コラボデリバリーによる営業活動のみならず、協議会等地元から商店に対して、集荷貨物や、各商店に届く貨物の仕入れ先等に対して、共同集配送事業を利用するよう、具体的な要請を一層行うことが望まれる。

3) 荷さばき改善事業

【課題】アトレ以外の大型店舗への納品車両の路上駐停車の削減

【対応】①現在、路上荷さばき車両は、元町通りへの集中が問題となっている。その要因のひとつに、コピスへの納品車両が元町通りを利用しているケースが散見される。ついては、コピスの各店舗に地下駐車場の利用を促すなど、荷さばきシステムの見直し要請を求めることが望まれる。

②コピスの地下駐車場（タイムズ24の管理運営）利用においては、前述のとおり、台車利用の際に特に1階部分で段差があるなど、実運用面での課題もある。この対応を含めた検討も望まれる。

●地元商店への更なるPRと積極的な協力姿勢の醸成

【課題】上記の各事業の更なる活性化には商店側の協力が不可欠

【対応】①前述のように、荷さばきカード事業、共同集配送事業とも、参加事業者を拡大し活性化していくためには、商店側の協力が不可欠である。まずは、協議会等を通じて、荷さばきへの取り組みの意義とこれまでの実績、更なる取り組みの必要性等をPRすることが必要である。

②具体的には、「荷さばきガイドライン」の再配布、「きっちり・すっきり・吉祥寺」のキャッチコピーや「荷さばきマーク」の更なる活用などの検討が望まれる。

●更なる受け皿対策の検討・取り組み

【課題】現在の事業では対応しきれない駐停車車両への対応

【対応】①吉祥寺では路外駐車を受け皿が不十分であることは否めない。今後は、道路上（内）の施設を利用する対策の検討も望まれる。

②具体的には、過去に検討実績のある「地下利用」や、パーキングメーター・パーキングチケットなど路上の駐車ベイの設置等の再検討も望まれる。

8. 次のステップに向けた取組み体制の再構築

平成20年に設置された吉祥寺方式物流対策委員会は、平成27年度には「吉祥寺方式」への移行、つまり、まちが主導的に音頭をとり街づくりの一環として「荷さばき問題」を協議する「協議会方式」への移行が予定されている。具体的には、吉祥寺活性化協議会内における交通対策委員会に「吉祥寺方式物流対策協議会」を発足させる。

この協議会では、「吉祥寺方式」への原点回帰、すなわち「『吉祥寺方式＝協議会方式による包括的な荷さばき対策の実施』の目的は、誰にとっても良好な荷さばき環境を、共助の視点により関係者の合意の中で実践していくこと」を再確認し、協議会体制下での意識の共有化や、関係者間の公平かつ応分な費用負担の検討が望まれる。

Ⅱ. 吉祥寺方式物流対策委員会の発足までとその後の経緯

1. 平成初期

吉祥寺では、平成初期に、特に駅周辺で路上駐車を要因とする慢性的な交通渋滞などが大きな社会問題となった。このような背景を踏まえ、武蔵野市では、平成2年（1990年）に「武蔵野市違法駐車防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止を目指した。条例制定後には、吉祥寺駅周辺駐車対策協議会（現、吉祥寺駅周辺交通問題協議会）を設立し、全国に先駆けて、交通指導員による違法駐車防止業務を開始した。

2. 平成11年度（1999年度）～平成13年度（2001年度）

平成11年度～13年度には、国土交通省関東運輸局による「中心市街地における物流の効率化とトラック駐車ベイの確保に関する調査」が実施され、平成13年11月には、実証実験として「きっちり・すっきり・吉祥寺」を実施した。これは、吉祥寺で初めて実施した荷さばき対策の実証実験（モデル実験）であり、「集配時間の調整」や「路上・路外の荷さばき施設の確保」等を行った。更に、まちの多くの方々にボランティアとしてご協力いただいた。

その結果、駐停車台数の削減や駐停車時間の短縮化が図られ、「きっちり・すっきり・吉祥寺」実現の第一歩となった。

3. 平成14年度（2002年度）

平成14年度には、上記の実証実験の結果を受けて、継続的な荷さばき対策として「きっちり・すっきり・吉祥寺」運動が開始された。具体的には、毎月1回、当時の東京路線トラック協会（現 一般社団法人全国物流ネットワーク協会）の巡回車で、「短時間での荷さばき」の呼びかけ活動を開始し、これは現在も毎月2回実施している。

4. 平成17年度（2005年度）～平成18年度（2006年度）

平成17年度には、更なる荷さばき対策の検討に向け、「吉祥寺共同集配送システム検討委員会」が設立され、平成19年2月には、2度目の荷さばき対策に対する実証実験として、「きっちり・すっきり・吉祥寺・アゲイン」を実施した。その社会実験では、「荷さばき車両の通行禁止・通行ルート化・幹線道路への駐停車禁止」、「共同配送・共同荷受け」、「駐車スペースの確保」等を行った結果、まちづくりにおける荷さばき対策の必要性や包括的な取り組みの必要性を確認できた。また、今回もまちの多くの方々にご協力いただいた。

この社会実験等を通じ、平成19年3月に、吉祥寺共同集配送システム検討委員会から吉祥寺のまちづくりの一環として、「協議会方式による包括的な荷さばき対策の実現＝吉祥寺方式の導入」の必要性が提言された。

5. 平成19年度（2007年度）

上記の提言を受け、平成19年度には、「吉祥寺方式による物流対策推進協議会設立準備検討委員会」が設立され、新たな委員会の設立準備の検討が行われた。

6. 平成 20 年度（2008 年度）

平成 20 年 8 月、「吉祥寺方式物流対策委員会」が設立し、具体的な活動に向けての検討や活動を開始した。

委員会では、吉祥寺における荷さばきの受け皿対策を検討し、「道路外の施設を利用する対策」として、委員であるコラボデリバリー(株)から「共同集配送」が、またパーク 24(株)から「時間貸し駐車場の荷さばき車両に対する優待利用」が提案された。この提案について、委員会として賛同し、具体的な検討を進めることとした。

7. 平成 21 年度（2009 年度）

平成 21 年 4 月から放置車両確認事務が民間委託され、「駐車監視員」による活動が開始された。

委員会では、吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策として、前年度提案された「パーク 24(株)による荷さばきカードによる事業」について、平成 21 年 9 月から実証運行を開始した。また、コラボデリバリー(株)による共同集配送事業」については、次年度開始予定のプレ事業に向け、具体的な検討を実施した。

さらに、吉祥寺の“まちづくり”を支援する「荷さばき対策」の認知度を高めるために、本委員会が推奨する「荷さばき対策」に対する広報・PR時に利用する『マーク』と『キャッチフレーズ』について検討を行った。『マーク』については、具体的なデザイン案を作成し、平成 22 年度の第 1 回委員会において、最終決定していく方針とした。

8. 平成 22 年度（2010 年度）

吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策として、「パーク 24(株)による荷さばきカードによる事業」は、割引料金の適用時間を延長した。

また、吉祥寺地区の商店街エリアを対象とした、コラボデリバリー(株)による「共同集配送事業」が、平成 23 年 3 月から本運行を開始した。

さらに、H22 年 4 月の(株)アトレ吉祥寺店（旧ロンロン）のリニューアルに伴い、(株)アトレ吉祥寺店による「荷さばき改善事業」を開始した。

荷さばきに対する取り組みをPRする方策として、平成 22 年 10 月と平成 23 年 3 月に「荷さばきルール徹底週間」を実施し、今後も定期的に継続することとした。また前年度から検討を進めてきた広報・PR用のマークを決定し、各種PR資料や看板、共同集配送事業を担当するコラボデリバリー(株)のユニフォーム等に利用している

なお、本年度実施した路上駐停車実態調査の結果、平成 19 年調査と比較すると路上駐停車は全車両で 3 割弱の減少に、また営業用の貨物車両については、5 割弱の減少となっている。また、平均駐停車時間も全車両で 2 割弱の減少に、自家用の貨物車両については 2.5 割の減少となった。このように、吉祥寺のまちにおける路上駐停車の実態は着実に改善していることが確認できた。

9. 平成 23 年度（2011 年度）

前年度に引き続き、吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策として『タイムズ 24 (株)による荷さばきカード事業』と『コラボデリバリー(株)による吉祥寺方式共同集

配送事業』、『(株)アトレ吉祥寺店による荷さばき改善事業』に加えて、荷さばきに対する取り組みをPRする方策として『きっちり・すっきり・吉祥寺 推進活動(荷さばきルール徹底週間の実施および荷さばきガイドラインの検討)』について検討・実施した。

なお、本年度8月に実施した第15回委員会では、上記の各事業の実施により、路上駐停車の貨物車は1日あたり延べ149台削減し、貨物車の内の約1割が削減していると報告され、吉祥寺のまちにおける荷さばき対策が、路上駐停車の改善に着実に効果をあげていることが確認できた。

10. 平成24年度(2012年度)

当該年度も、吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策として『タイムズ24(株)による荷さばきカード事業』と『コラボデリバリー(株)による吉祥寺方式共同集配送事業』、『(株)アトレ吉祥寺店による荷さばき改善事業』に加えて、荷さばきに対する取り組みをPRする方策として『きっちり・すっきり・吉祥寺 推進活動(荷さばきルール徹底週間の実施)』について検討・実施した。

11. 平成25年度(2013年度)

当該年度も、吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策として『タイムズ24(株)による荷さばきカード事業』と『コラボデリバリー(株)による吉祥寺方式共同集配送事業』、『(株)アトレ吉祥寺店による荷さばき改善事業』に加えて、荷さばきに対する取り組みをPRする方策として『荷さばきルール徹底週間の実施』について検討・実施した。

なお、今後は、荷さばき対策をこれまでの「委員会方式」からまちが主導的に協議する「協議会方式」への移行を目指すこととし、吉祥寺方式物流対策委員会は、閉会することを検討、決定した。

12. 平成26年度(2014年度)

今後の吉祥寺の荷さばき対策の推進体制となる「吉祥寺方式物流対策検討協議会(仮称)」の移行に向け、前年度までの委員会の主な関係者と、地元商店街の関係者を増員したメンバー構成で「準備会」を計6回開催した。

当該準備会では、継続している荷さばきの受け皿対策の各事業のフォローを行い、「荷さばきルール徹底週間」も引き続き実施した。

また、次年度からの体制については、吉祥寺活性化協議会内における交通対策委員会に「吉祥寺方式物流対策協議会」を発足させる方向とした。

《吉祥寺における荷さばき対策 取り組み年表》

年度	取り組み内容
平成 11 (1999) ～平成 13 (2001)	<p>「国土交通省関東運輸局による調査」の実施</p> <p>【実証実験「きっちり・すっきり・吉祥寺」実施 (H13年 11月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉祥寺で初めて荷さばき対策の実証実験 (モデル実験) を行った。 ●まちの多くの方々にボランティアとしてご協力いただいた。 ●「集配時間の調整」や「路上・路外の荷さばき施設の確保」等を行った結果、駐車台数の削減や駐車時間の短縮化が図られ、「きっちり・すっきり・吉祥寺」実現の第一歩となった。
平成 14 (2002)	<p>「きっちり・すっきり・吉祥寺」運動の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●毎月 1 回全国物流ネットワーク協会 (旧・東京路線トラック協会) の巡回車で、「短時間での荷さばき」の呼びかけ活動を開始した (現在も毎月 2 回実施している)。
平成 17 (2005) ～平成 18 (2006)	<p>「吉祥寺共同集配システム検討委員会」</p> <p>【吉祥寺方式実証実験「きっちり・すっきり・吉祥寺・アゲイン」実施 (H19年 2月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2 度目の荷さばき対策に対する実証実験を行った。 ●今回もまちの多くの方々にご協力いただいた。 ●「荷さばき車両の通行禁止・通行ルート化・幹線道路への駐停車禁止」、「共同配送・共同荷受け」、「駐車スペースの確保」等を行った結果、まちづくりにおける荷さばき対策の必要性や取り組みの必要性を確認できた。 <p>【提言『新たな概念による荷さばき対策「吉祥寺方式」の導入』(H19年 3月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉祥寺のまちづくりの一環として、「協議会方式による包括的な荷さばき対策の実施＝吉祥寺方式の導入」の必要性が提言された。
平成 19 (2007)	<p>「吉祥寺方式による物流対策推進協議会設立準備検討委員会」設立</p>
平成 20 (2008)	<p>「吉祥寺方式物流対策委員会」設立・活動開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ついに H20 年 8 月に委員会が設立し、具体的な活動に向けての検討や活動を開始した。
平成 21 (2009)	<p>【タイムズ 24(株)による「荷さばきカード事業」開始 (H21年 9月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉祥寺方式で初めての事業として、吉祥寺周辺のタイムズ駐車場を割引料金で利用できる「荷さばきカード事業」を開始した (実施中)。
平成 22 (2010)	<p>【コラボデリバリー(株)による「共同集配送事業」の開始 (H23年 3月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉祥寺方式での 2 つ目の事業として吉祥寺地区の商店街エリアを対象とした「共同集配送事業」を開始した (実施中)。 <p>【(株)アトレ吉祥寺店による「荷さばき改善事業」の開始 (H22年 4月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉祥寺方式での 3 つ目の事業として、H22 年 4 月の(株)アトレ吉祥寺店 (旧 ロンロン) のリニューアルに伴い、当店の荷さばきのシステムを改善し、荷さばき車両の周辺道路への路上駐停車を削減した (実施中)。 <p>【「きっちり・すっきり・吉祥寺 推進運動」の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちでの荷さばきルールをより知ってもらい、より守ってもらうことを目的に「荷さばきルール徹底週間」を開始し、平成 22 年度は 2 回実施した (実施中)。
平成 23 (2011) ～平成 25 (2013)	<p>「『荷さばきカード事業』『共同集配送事業』『荷さばき改善事業』『きっちり・すっきり・吉祥寺 推進運動』の継続実施」</p> <p>「荷さばきガイドライン」の検討・決定 (H24年 4月)</p> <p>「吉祥寺方式物流対策委員会」の閉会 (H25年 3月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●荷さばき対策を「委員会方式」からまちが主導的に協議する「協議会方式」への移行を目指すこととし、同委員会を閉会した。
平成 26 (2014)	<p>「吉祥寺方式物流対策検討協議会準備会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次年度から、吉祥寺活性化協議会内における交通対策委員会に「吉祥寺方式物流対策協議会」を発足させる方向とした。

おわりに

これまでの吉祥寺での荷さばき対策のあゆみが、このような形にまとめることができとても嬉しく思っております。地元だけでは解決することが困難であった荷さばき問題に対し、輸送・駐車場事業者、行政が協力し包括的な取組みを行えたからこそ、この成果に繋がったのだと思っております。

平成 27 年度からは協議会方式へ移行となりますので、これまでの歩みを止めてしまわぬよう、吉祥寺活性化協議会が中心となり吉祥寺の更なる発展へと地元関係者一同邁進する所存です。

最後に、これまでご尽力いただきました吉祥寺方式物流対策委員会の委員の皆様に対し、心より御礼申し上げます。

吉祥寺活性化協議会
会長 塚本 真史

資料編

Ⅲ. 平成20～25年度 吉祥寺方式物流対策委員会 活動報告

1. 平成20年度の活動概況

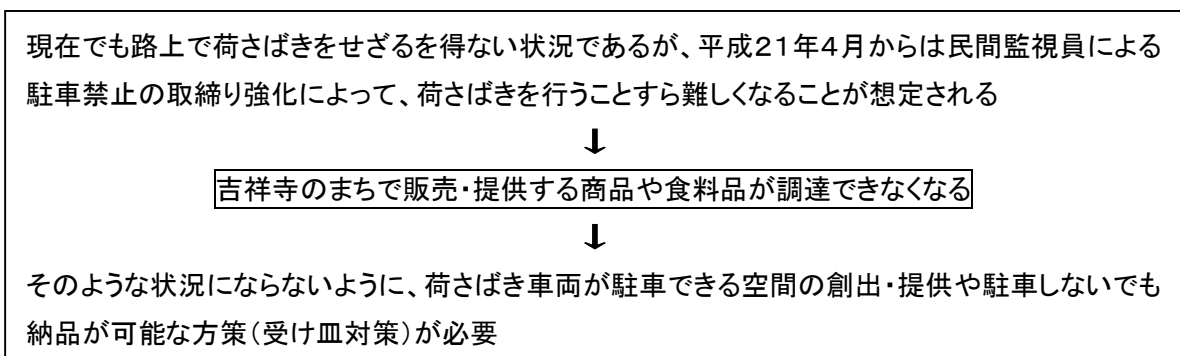
～協議会方式による包括的な荷さばき対策の実施に向けて～

(1) 委員会の設立について

この委員会は、吉祥寺方式物流対策委員会（以下「委員会」という。）と称し、吉祥寺のまちづくりの一環として包括的な都市内物流対策に取り組み、吉祥寺のまちづくりおよび社会貢献に資することを目的とする。

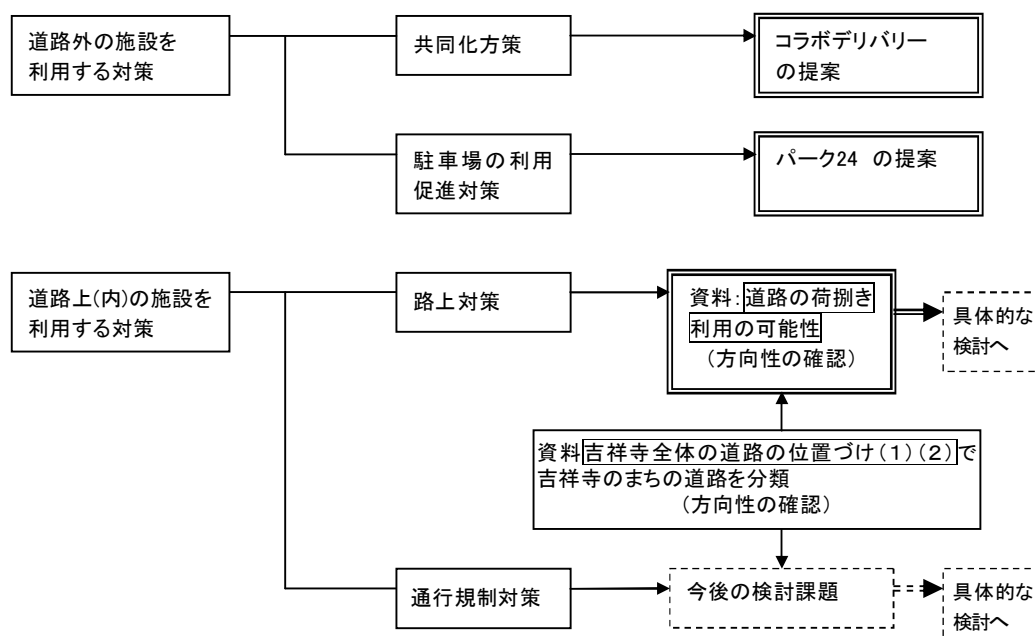
なお、この委員会については、これまでの議論を踏まえ、「関係者間の合意による協議会（委員会）」の観点から発足するものであり、平成20年8月26日に、参加の方々の合意のもと設立した。

(2) 吉祥寺の荷さばき環境の変化と受け皿対策の検討



【吉祥寺における荷さばきの受け皿対策について】

吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策に対する現在までの検討状況を整理すると下記のとおりとなる。



道路外の施設を利用する対策

【各委員からの提案】

ご提案の概要

- その1. 共同集配送に参加できる納品業者は、共同荷捌き場へ誘導することで、路上荷捌きを削減する。
- その2. 共同集配に参加しない納品業者は、時間貸し駐車場利用の特典を付与して路外駐車場へ誘導する。
- その3. その結果、納品車両の姿が見えない街づくりを実現して、回遊性の高い安心安全な商店街とする。

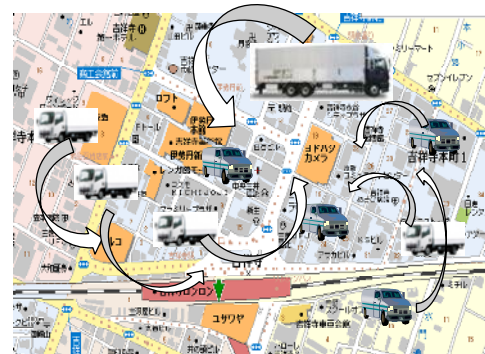
ご提案の概念図



- 集約スペースと、納品する為の街中の連携駐車場を確保する
- 本提案に賛同する車両に対して連携駐車場は、特定時間帯の荷捌き車両について、駐車料金の特典（割引）を行う
- 駐車場事業者は、その仕組みを提供する

既存の駐車場を組み合わせ、現行の運用を変更して荷捌きスペースを捻出する

提案がもたらす物流の効果イメージ

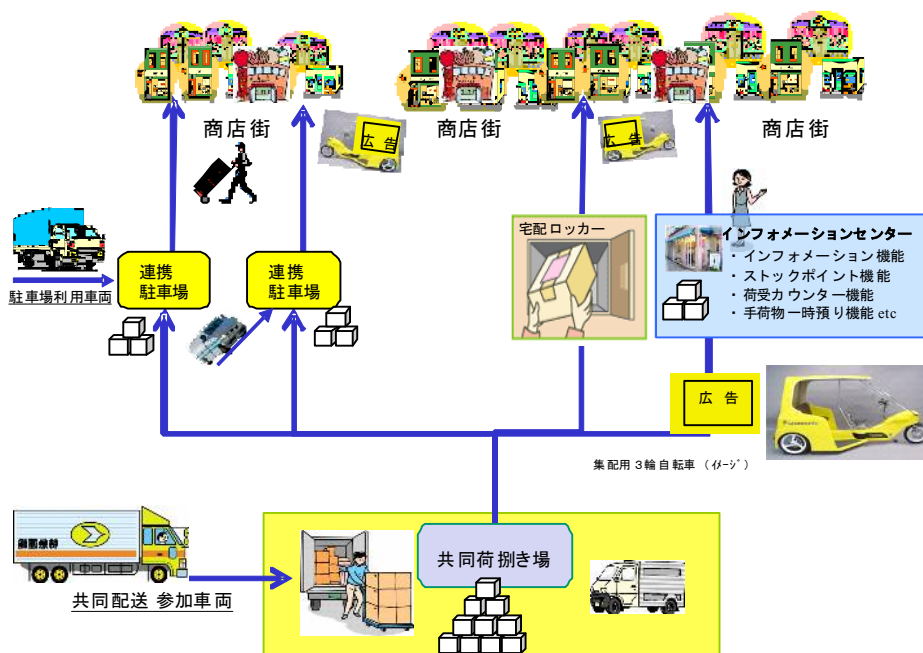


- 納品車両は、共同荷捌き場で荷降ろしする
- 納品荷物は時間／エリアで仕分け、エコカー等で連携駐車場などに横持ちする
- 連携駐車場を拠点に、各店舗へ配送する
- 配送手数料を廉価にするため共同配送事業者は附帯事業を運営し、配送コストに還元する

共同集配送で、吉祥寺の街中に入る車両を抑制する

提案を実現する仕組み（共同集配に参加する納品業者）

共同集配に参加する納品業者には、低廉な配送手数料と
高品質な配送サービスを提供することで、共同荷捌き場へ誘導する。



1. カードの利用条件と利用料金

- ・優待時間（固定料金適応時間）は、午前6時～10時（※午後は設定しない）
 - ・優待時間は、月額0000円（未定）で入出庫原則フリー
 - ・優待時間以外の入庫もしくは出庫があった場合、優待料金は適用されず、全額課金される（看板記載の料金がそのまま適用）
 - ・精算時、精算機には看板記載の料金が全額そのまま表示される
 - ・1時間当たりの出庫回数は3回まで
- ※1時間当たりの出庫回数が4回以上は、利用不可の制限をし、現金精算をさせる
※実際に制限はかけずに、お願いレベルでの告知（ただし利用明細はチェックする）
- ・1回当たりの駐車時間は30分以内
- ※明記はするものの実際の制限はかけない。お願いレベルでの告知

2. カードの発行基準

- ・荷捌き対策プロジェクトにご賛同いただける商店街（店舗）や運搬業者より、
- ・今回の実証実験にご協力いただける皆様を募り、約50枚の実証実験用のカードを発行
- ・商店街、店舗、運搬業者の間で不公平感が生じない選出基準を設け、
- ・各商店街（長）より、取り組みに協力してもらえる店舗を選出、該当店舗を通して運搬業者に告知

①店舗、運搬業者の基準

- ・ほぼ毎日搬入がある店舗
- ・6時～10時の搬入で業務に支障がない店舗
- ・6時～10時で、吉祥寺駅周辺エリアの店舗に納品を行うために路上で荷捌きを行っている運搬業者
- ・先着順
- ・各商店（街）からの承認が必要
- ・（与信的に問題がない運搬業者）

②運搬業者（カード発行先）の制限

- ・公序良俗に反しない
- ・暴力団など社会的に問題がある組織ではなく、もしくはそれらとの繋がりが無い
- ・業種は問わない
- ・法人、個人の条件はなし
- ・商店主（自営業の自家用車両）への発行は可
- ・TBCの既存契約先もOK（ただし、間違ってTBC精算した場合の差額返金は応じない）
- ・1業者1枚までの発行（追加発行はお断り）

上記の提案について、委員会として賛同し、今後具体的な検討を進めることとした。

道路上(内)の施設を利用する対策

吉祥寺の荷さばきにおいて、来春の駐車禁止の取締り強化に対応していくには、段階的な対応が必要と考えられる。

吉祥寺駅周辺は、五日市街道や井の頭通り、吉祥寺通り（公園通り）など広域幹線道路と位置づけられる道路に囲まれ、当該道路を貨物車の荷さばき駐車に利用することは難しいと考えられる。

新たな駐車場の設置や各店舗の荷さばき施設の整備が難しい初期の段階では、道路のスペースを利用した駐車ベイなどの設置による対応が考えられる。

そこで、例えば、地域内の平和通りや吉祥寺大通り等の道路を利用した荷さばきの可能性について検討する際の参考とすべく他事例の情報収集を行った。

①路上のトラックベイ等の荷さばきスペースを設置している事例

- 1) 渋谷区内に設置されているトラックベイ（※道路整備ともに）
- 2) 松山市内ロープウェイ通りのトラックベイ（※道路整備ともに）
- 3) 長崎市中央橋地区の貨物車専用ベイ

②荷さばき車両に対して駐車禁止を解除している事例

- 1) 札幌市内の貨物車荷さばきの20分の駐車禁止解除区間の設置
（※道路整備ともに、例：シャワー通りの改修）
- 2) 金沢市内の普通貨物車の駐車禁止解除区間の設置
- 3) 水戸市の普通貨物車の駐車禁止解除区間の設置

③荷さばき用時間制限駐車区間（パーキング・メーター、パーキング・チケット）設置事例

- 1) 札幌市内の荷さばき用パーキング・チケット（20分100円）の設置
- 2) 岐阜駅前の荷さばき用パーキング・メーター（30分100円）の設置
- 3) 東京都の荷さばき用パーキング・メーター（40分の300円）の設置
- 4) 福岡市天神地区の貨物車専用パーキング・メーターの設置
- 5) 鹿児島市内の貨物車専用パーキング・メーターの設置

今後、上記の事例を参考に、道路の効果的な活用についても検討していくこととした。

2. 平成21年度の活動概況

～吉祥寺における荷さばきの受け皿対策の検討・実施～

平成21年度、吉祥寺方式物流対策委員会では、吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策として『道路外の施設を利用する対策』と『道路上(内)の施設を利用する対策』に加えて、荷さばきに対する取り組みをPRする方策について検討・実施した。

(1)『道路外の施設を利用する対策』の検討・実施～物流連携効率化推進事業との連携～

『道路外の施設を利用する対策』として昨年度から検討していた「パーク24(株)による荷さばきカードによる事業」および「コラボデリバリー(株)による共同集配送事業」については、本年度から国土交通省が創設した「物流連携効率化推進事業」の3ヵ年計画として認定を受け、当該推進事業として検討・実施した。

①パーク24(株)による荷さばきカードによる事業

具体的には、委員会のメンバーであるパーク24(株)が、吉祥寺駅を中心とした地区で管理・運営している時間貸し駐車場(32箇所程度)を一般車両の利用率が低く、かつ、荷さばき車両の路上駐停車台数が多い時間帯(午前6時～10時)に、荷さばき車両(2トン車クラス以下)の受け皿として、当該駐車場を割引料金(定額料金として月5,000円)で利用できる荷さばきカードによる事業の実証運行を平成21年9月より実施した。

しかしながら、思うようにカードの発行枚数が増えないことから、路上で荷さばきをしている運送事業者へのアンケート調査を実施し、以下の問題点が確認された。1)本事業についてまだ認知度が低い。2)現状の交通規制(取締り)が緩やかなことから路上荷さばきができってしまう。3)運送事業者からみると、無料→有料化となり負担増となる。

同様に、ヒアリング調査の結果から、以下の要望が確認された。1)駐車可能時間を10時以降に延長してほしい。2)夕方納品する車両のために夕方の時間も対象にしてほしい。3)2トンロング程度の大きな車両も可能な駐車場を整備してほしい。4)月に数回しか吉祥寺の街に来ない車両のために、2,000円や3,000円の低価格の設定も設けてほしい。

そこで、次年度においても、商店街、運送事業者等への更なる周知を図り、上記ヒアリング調査の要望も踏まえて見直し等については委員会の中で検討していくこととした。

②コラボデリバリー(株)による共同集配送事業

コラボデリバリー(株)による共同集配送事業については、次年度に開始予定のプレ事業に向けて、共同集配送の取り組み体制や推進方策等に関する提案を受け、委員会としてもこれを支援していくことを確認し、今後、引き続き具体的な事項の検討を進めることとした。

③今後の検討に当たっての課題

本年度9月より実施している駐車場事業や、次年度の共同集配送事業の検討・実施に当

たっては、当該委員会のメンバーを中心に、商店街等の関係者が連携して、本事業の検討および周知等を実施している。しかし、地元商店街等への事業の周知が、未だ十分ではないため、引き続き、関係者の合意形成と積極的な関与を促すべく、方策を施していくべきとしている。

(2)『道路上(内)の施設を利用する対策』の検討

①路上対策の必要性

『道路上(内)の施設を利用する対策』については、昨年度からその必要性を提案してきた。そして平成 21 年 4 月から民間監視員による駐車禁止の取締りが強化されたが、依然として一部の荷さばき車両は、路上での違法駐停車による荷さばき作業を行っている。今後においても積載重量 2 トン超の車両は、駐車できる駐車場がないため、コラボデリバリー(株)の共同集配送の利用のみが現状として選択できる受け皿となってしまう。また、生鮮品、貴重品、家具等を取り扱う事業者は、直接納品したい場合も考えられ、その結果、路上駐停車による荷さばきを行わざるを得ないと推測される。

特殊な事情であっても、路上駐停車による荷さばきが容認されると、駐車場や共同集配送を利用している事業者に不公平感が広がり、なし崩し的に路上駐車が横行してしまう危険性が考えられる。そこで、吉祥寺のまちでの回遊性をより高めるためには、荷さばき車両が駐停車できる空間の創出・提供や駐停車しなくても納品が可能とする更なる方策が必要であり、荷さばきに利用できる道路とルールを定めていく必要があるとした。

②路上対策の今後の可能性

現実的に路上対策が可能なのは、平和通り、吉祥寺大通り、本町新道である。その中では、一方通行で道路幅のある平和通りが、最も路上対策での利用の可能性が高いと考えられるとし、今後、より具体的な検討をすすめることとした。

(3)荷さばきに対する取り組みをPRする方策について検討・実施

吉祥寺の“まちづくり”を支援する「荷さばき対策」の認知度を高めるために、本委員会が推奨する「荷さばき対策」に対する広報・PR時に利用する『マーク』と『キャッチフレーズ』について検討を行った。

『マーク』については、具体的なデザイン案を作成し、平成 22 年度の第 1 回委員会において、最終決定していく方針である。

3. 平成22年度の活動概況（まとめ）

平成22年度、吉祥寺方式物流対策委員会では、昨年度に引き続き、吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策として『道路外の施設を利用する対策』と『道路上(内)の施設を利用する対策』に加えて、荷さばきに対する取り組みをPRする方策について検討・実施した。

なお、本年度実施した路上駐停車実態調査結果からみると、平成19年調査と比較すると路上駐停車は全車両で3割弱の減少に、また貨物車の営業用車両については、5割弱の減少となっている。また、平均駐停車時間も、全車両で2割弱の減少に、貨物車の自家用については2.5割の減少となった。このように、吉祥寺のまちにおける路上駐停車の実態は着実に改善していることが確認できた。

(1)『道路外の施設を利用する対策』の検討・実施～物流連携効率化推進事業との連携～

『道路外の施設を利用する対策』として昨年度から実施している「パーク24（株）による荷さばきカードによる事業」、及び今年度から実施となった「コラボデリバリー（株）による共同集配送事業」については、昨年度から国土交通省が創設した「物流連携効率化推進事業」の3カ年計画として認定を受け、当該推進事業として検討・実施した。

なお、当該事業は当初3カ年計画であったが、国土交通省における事業見直しにより、本年度までの2カ年で終了となった。

①パーク24（株）による荷さばきカードによる事業

委員会のメンバーであるパーク24（株）が、吉祥寺駅を中心とした地区で管理・運営している時間貸し駐車場（32箇所程度）を一般車両の利用率が低く、かつ、荷さばき車両の路上駐停車台数が多い時間帯（午前6時～12時）に、荷さばき車両（2トン車クラス以下）の受け皿として、当該駐車場を割引料金で利用できる荷さばきカードによる事業を開始した。

荷さばきカードによる事業については、より利用しやすくするために、昨年度実施したヒアリング調査結果の要望事項を受け、割引料金の適用時間については、平成22年4月より昼の12時まで延長し、適用時間を4時間から6時間に拡大した。料金設定については、現在、試験的に無料でカードを配布し、その利用状況等を把握しているところであるが、その利用状況のデータや利用者の意見等をもとに検討していく。大型車両が駐車可能な駐車場の整備については、設置場所等、事業者側と引き続き検討していく。

また、事業の周知方法として、商店街の会合や各種講演会での告知だけでなく、本年度実施した「荷さばきルール徹底週間」（詳しくは後述）で、集中的に商店や運送事業者へ荷さばきカードのPR活動を行った。

②コラボデリバリー（株）による吉祥寺方式共同集配送事業

委員会で検討を続けてきた吉祥寺地区での共同集配送事業は、平成23年3月に委員会

のメンバーであるコラボデリバリー（株）により開始するに至った。

本事業は、吉祥寺の中心街に入り込む荷さばき車両を減少させるために、吉祥寺大通りと五日市街道の交差点近くの吉祥寺方式共同集配送センターに荷物を集約し、吉祥寺の中心街までは台車や自転車（リヤカー付き）で配達するシステムとなっている。取扱い荷物は、台車による配送が困難な大型荷物・重量物、又は特別な管理を要する生鮮食品を除く一般貨物全般であり、標準貨物(重量 30kg or 3辺の合計 170 cm) 1 個の集配手数料は 135 円（税別）とし、伝票 1 口当り個数割引、および月間取扱量の割引を行うこととしている。

本事業は、平成 23 年 3 月 5 日にオープニングセレモニーを開催し、3 月 7 日（月）から共同集配送を開始した。

事業の開始当初は、特積み貨物の集約からスタートし、その後、利用者の拡大を図っていくこととしており、まち全体での利用促進へのサポートを進めることとした。

③（株）アトレ吉祥寺店による荷さばき改善事業

委員会メンバーである(株)アトレ吉祥寺店（旧ロンロン）のリニューアルに伴い、当店の荷さばきのシステムを改善し、荷さばき車両の周辺道路への路上駐停車の削減につながった。

（2）『道路上（内）の施設を利用する対策』の検討

『道路上（内）の施設を利用する対策』については、昨年度からその必要性を提案してきた。路上駐停車車両は着実に減少しているものの、依然、一部の荷さばき車両は、路上での違法駐停車による荷さばき作業を行っている。今後においても積載重量 2 トン超の車両は、駐車できる駐車場が少ないことや、自家用トラックについては、荷さばきカードや共同集配送を利用できないケースが少なくなく、路上駐停車による荷さばきを行わざるを得ない実態が続く懸念がある。

特殊な事情であっても、路上駐停車による荷さばきが容認されると、駐車場や共同集配送を利用している事業者に不公平感が広がると考えられるため、荷さばきに利用できる道路とルールを定めていく必要があることを確認した。

現実的に路上対策が可能なのは、平和通り、吉祥寺大通り、本町新道である。その中では、一方通行で道路幅のある平和通りが、最も路上対策での利用の可能性が高いと考えられるとし、今後、より具体的な検討を進めることとした。

（3）荷さばきに対する取り組みをPRする方策について検討・実施

吉祥寺では、長年荷さばき問題に取り組んできた結果、路上駐停車台数は減少しているものの、未だ違法な路上駐停車が散見され、改めてまち全体で荷さばき対策の必要性に対する気運を高める「周知徹底・PR」が必要となった。

そこで、平成 22 年 10 月 18 日から 22 日、平成 23 年 3 月 4 日から 10 日までの期間、「荷さばきルール徹底週間」を実施した。これについては、今後も荷さばき対策を実施していくための関係者の意識を高める手段として、定期的に継続する予定である。

また、「荷さばき対策」の認知度を高めるために、昨年度から検討を進めてきた広報・PR用の『マーク』については、平成22年度の第1回委員会において最終決定され、荷さばきカードや共同集配送をはじめとする荷さばき対策に関する広報・PR資料、看板、コラボデリバリー（株）のユニフォーム等に利用している。

4. 平成23年度の活動概況

平成23年度、吉祥寺方式物流対策委員会では、昨年度に引き続き、吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策として『タイムズ24（株）による荷さばきカード事業』と『コラボデリバリー（株）による吉祥寺方式共同集配送事業』、『（株）アトレ吉祥寺店による荷さばき改善事業』に加えて、荷さばきに対する取り組みをPRする方策として『きっちり・すっきり・吉祥寺 推進活動（荷さばきルール徹底週間の実施および荷さばきガイドラインの検討）』について検討・実施した。

なお、本年度8月に実施した第15回委員会では、上記の各事業の実施により、路上駐停車の貨物車は1日あたり延べ149台削減し、貨物車の内の約1割が削減していると報告され、吉祥寺のまちにおける荷さばき対策が、路上駐停車の改善に着実に効果をあげていることが確認できた。

(1) 荷さばきの受け皿対策の検討・実施

①タイムズ24（株）による荷さばきカード事業

荷さばき車両（2トン車クラス以下）の受け皿対策として、委員会のメンバーであるタイムズ24（株）が、吉祥寺駅を中心とした地区で管理・運営している時間貸し駐車場（32箇所程度）を、一般車両の利用率が低く、かつ、荷さばき車両の路上駐停車台数が多い時間帯（午前6時～12時）に、割引料金で利用できる荷さばきカードによる事業を引き続き実施した。

本年度は、大きな利用件数の増加にはつながらなかったが、事業の周知方法として、商店街の会合や各種講演会での告知だけでなく、本年度も実施した「荷さばきルール徹底週間」（詳しくは後述）や、実際に頻繁に路上荷さばきを行っている車両の所属会社に対するタイムズ24（株）による直接交渉等により、集中的に商店や運送事業者へ荷さばきカードのPR活動を行った。今後も委員会から一層の協力を図ることとしている。

②コラボデリバリー（株）による吉祥寺方式共同集配送事業

委員会で検討を続けてきた吉祥寺地区での共同集配送事業は、委員会のメンバーであるコラボデリバリー（株）により平成23年3月7日（月）から開始され、本年度、本格的な事業が展開された。

本事業は、吉祥寺の中心街に入り込む荷さばき車両を減少させるために、吉祥寺大通りと五日市街道の交差点近くに設置した吉祥寺方式共同集配送センターに荷物を集約し、吉祥寺の中心街までは台車等で配達するシステムとなっている。

本事業は、まず特積み貨物の集約からスタートし、その後、利用者の拡大を図っていくこととしており、まち全体での利用促進へのサポートを進めることとした。その特積み貨物については、平成23年9月に未参加事業者に対して、東京路線トラック協会（現一般社団法人全国物流ネットワーク協会）および吉祥寺方式物流対策委員長、副委員長の連名にて要望書を提出するなどの結果、現在20社が参加しており、1日あたり取扱量は1,300個前後となっているが、当面の目標個数1,500個には至っていない。

今後は、会員の未参加事業者に引き続き営業強化を図るとともに、会員以外の事業者等への営業活動を強化することとしており、委員会としても一層の協力を図ることとしている。

(2) 荷さばきに対する取り組みをPRする方策について検討・実施

吉祥寺では、長年荷さばき問題に取り組んできた結果、路上駐停車台数は減少しているものの、未だ違法な路上駐停車が散見され、改めて、まち全体で荷さばき対策の必要性に対する気運を高める「周知徹底・PR」が必要との結果、下記の2点を検討・実施した。

①「荷さばきルール徹底週間」の実施

昨年度に引き続き、平成23年7月25日～29日まで、平成23年10月24日～28日まで、平成24年2月27日～3月2日までの各期間、「荷さばきルール徹底週間」を実施した。本年度も、吉祥寺活性化協議会交通対策委員会との連携により、地元商業者、本委員会の関係者の協力のもと、荷さばき車両への声かけ等広報活動を実施した。

本年度は、共同集配送事業の稼働により、大手特積み事業者の路上駐停車車両はほとんど見受けられず、荷さばきルール徹底週間での周知により、短時間で荷さばきを終了する車両が目立った。

また、平成23年10月の実施の際には、路上駐停車車両の実態調査も実施し、定期的に路上駐停車を繰り返している車両や会社が確認できた。当該車両または会社には個別に、地元関係者等から路上駐停車をしないような協力要請も行い、一部ベンダーの車両など改善される方向にある。

荷さばきルール徹底週間については、今後も荷さばき対策を実施していくための関係者の意識を高める手段として、吉祥寺活性化協議会交通対策委員会との連携のもと、定期的に継続する予定である。

②「きっちり・すっきり・吉祥寺 荷さばきガイドライン」の検討

まち全体で荷さばき対策の必要性に対する気運を高め、目的や取り組み内容等を分かりやすく広報・PRするために、吉祥寺における「荷さばきガイドライン」を検討した。

「きっちり・すっきり・吉祥寺 荷さばきガイドライン」と称し、荷さばきへの取り組みを必要とするまちづくりの方向性や、荷さばきの基本方針、各プレーヤーの取り組み目標、現在の取り組み状況（4つの柱）を簡潔に整理し、リーフレットとして配布できるよう作成した。

次年度以降、適宜関係者等に配布するとともに、武蔵野市のホームページを活用するなどして、荷さばきへの取り組みをより広めていくこととした。

5. 平成24年度の活動概況

平成24年度、吉祥寺方式物流対策委員会では、路上駐停車車両の削減目標を設定し、達成に向けた具体的な取り組みとして、昨年度に引き続き、吉祥寺のまちにおける荷さばきの受け皿対策として『タイムズ24(株)による荷さばきカード事業』と『コラボデリバリー(株)による吉祥寺方式共同集配送事業』、『(株)アトレ吉祥寺店による荷さばき改善事業』に加えて、荷さばきに対する取り組みをPRする方策として『きっちり・すっきり・吉祥寺 推進活動(荷さばきルール徹底週間の実施)』について検討・実施した。

(1) 路上駐停車車両の削減目標の設定と経過

路上駐停車車両の削減目標として、共同集配送事業未参加の特積事業者について、事業への参加を求めることとした。具体的には、コラボデリバリー(株)から特積事業者へ再アプローチを行うとともに、商店から特積事業者に協力要請し、配送業者の変更も視野に入れることとした。

また、長時間路上駐停車車両については、平成22年11月に実施した路上駐停車車両実態調査で60分以上駐停車していた車両で、特積事業者以外の延べ90台の半数の45台について、車種・業態により共同集配送事業もしくは荷さばきカード事業への参加を求めることとした。具体的には、長時間路上駐停車(30分以上)している事業者(101社)へ、吉祥寺方式物流対策委員会及び吉祥寺活性化協議会の連名による要望書を提出した。

その後の経過として、共同集配送事業については、コラボデリバリー(株)より強い姿勢で参加要請している。また、区域事業者については、一般社団法人全国物流ネットワーク協会から東京都トラック協会に要請文を提出、また、酒類専門配達業者(営業用区域事業者)と参加に向け細部の協議中であるなど折衝も開始している。

効果の検証については、来年度に同様の路上駐停車車両実態調査の実施を予定している。

(2) 荷さばきの受け皿対策の検討・実施

①タイムズ24(株)による荷さばきカード事業

荷さばき車両(2トン車クラス以下)の受け皿対策として、委員会のメンバーであるタイムズ24(株)が、吉祥寺駅を中心とした地区で管理・運営している時間貸し駐車場(32箇所程度)を、一般車両の利用率が低く、かつ、荷さばき車両の路上駐停車台数が多い時間帯(午前6時~12時)に、割引料金で利用できる荷さばきカードによる事業を引き続き実施した。

本年度は、大きな利用件数の増加にはつながらなかったが、事業の周知方法として、前述のように長時間路上駐停車(30分以上)している事業者(101社)へ、吉祥寺方式物流対策委員会および吉祥寺活性化協議会の連名による要望書を提出した。

また、本年度も実施した「荷さばきルール徹底週間」(詳しくは後述)や、実際に頻繁に路上荷さばきを行っている車両の所属会社に対する、タイムズ24(株)による直接交渉等により、集中的に商店や運送事業者へ荷さばきカードのPR活動を行った。今後も委員会から一層の協力を図ることとしている。

②コラボデリバリー（株）による吉祥寺方式共同集配送事業

委員会で検討を続けてきた吉祥寺地区での共同集配送事業は、委員会のメンバーであるコラボデリバリー（株）により平成23年3月7日（月）から開始され、2年が経過した。

本事業は、吉祥寺の中心街に入り込む荷さばき車両を減少させるために、吉祥寺大通りと五日市街道の交差点近くに設置した吉祥寺方式共同集配送センターに荷物を集約し、吉祥寺の中心街までは台車等で配達するシステムとなっている。

本事業は、まず特積み貨物の集約からスタートし、その後、利用者の拡大を図っていくこととしており、まち全体での利用促進へのサポートを進めることとした。平成24年度の全取扱個数は、平成23年度に比べて117%となっており、取扱個数は順調に増加し、1日平均1,500個を超えるまでになった。今後は、採算分岐点となる1日1,800個を目標とする。

今後は、協会会員の未参加事業者に引き続き営業強化を図るとともに、会員以外の事業者等への営業活動を強化することとしている。また、今後は集荷の取扱個数の増加を目指し、商店および委員会としても一層の協力を図ることとしている。

（3）荷さばきに対する取り組み（荷さばきルール徹底週間）をPRする方策の検討・実施

吉祥寺では、長年荷さばき問題に取り組んできた結果、路上駐停車台数は減少しているものの、未だ違法な路上駐停車が散見され、改めてまち全体で荷さばき対策の必要性に対する気運を高める「周知徹底・PR」が必要との結果、昨年に引き続き本年度も「荷さばきルール徹底週間」を検討・実施した。

本年度は、平成24年5月28日～6月1日まで、平成24年10月1日～5日まで、平成25年3月4日～3月8日までの各期間、「荷さばきルール徹底週間」を実施した。本年度も、吉祥寺活性化協議会交通対策委員会との連携により、地元事業者、本委員会の関係者の協力のもと、荷さばき車両への声かけ等広報活動を実施した。

昨年度来、共同集配送事業の稼働により、大手特積み事業者の路上駐停車車両はほとんど見受けられず、荷さばきルール徹底週間での周知により、短時間で荷さばきを終了する車両が目立った。

また、定期的に路上駐停車を繰り返している車両や会社が確認できた場合には、当該車両または会社には個別に、地元関係者等から路上駐停車をしないような協力要請も行き、一部酒類販売会社の車両など改善される方向にある。

荷さばきルール徹底週間については、今後も荷さばき対策を実施していくための関係者の意識を高める手段として、吉祥寺活性化協議会交通対策委員会との連携のもと、定期的に継続する予定である。

以上

発行年月日 : 平成27年3月

発行 : 武蔵野市都市整備部吉祥寺まちづくり事務所

編集 : 株式会社日通総合研究所